

調布っ子すこやかプラン

調布市子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

調布市

はじめに

市は、平成17年4月に調布市子ども条例を施行いたしました。本条例は、調布の緑と水に恵まれた自然や地域のつながりの中で、「子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てられるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組む」ことを基本理念としています。この理念に沿い、平成17年度から平成26年度までの行動計画として、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援前期・後期行動計画）」を策定し、各種施策の着実な推進を図ってまいりました。

この行動計画の計画期間である平成17年度から現在までの10年間において、子どもと子育てを取り巻く環境は、著しく変化しており、子ども・子育て支援に関しては、今まで以上に柔軟な対応が求められています。

そのような様々な変化に対応するため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

今回策定した「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」は、これまで取り組んできた計画の基本的な考え方を継承しつつ、今後の社会情勢の動きにも対応できるように検討したものです。

待機児童対策や、子育てをされている家庭への支援等、新制度で新たに法定化される各種事業を実施することに加え、近年顕在化してきた課題である、妊娠・出産期から切れ目のない細やかな支援や子どもの貧困対策、社会生活に困難を抱える若者への支援についても方向性を示し、今後の取組を進めることといたしました。

本計画の策定にあたり、学識経験者、子育て支援関連団体、公募市民の皆様を委員とする調布市子ども・子育て会議を設置し、専門的な見地から御議論いただくとともに、子育てに関するニーズ調査やパブリック・コメントを実施し、広く市民の皆様から御意見を頂戴いたしました。御協力いただいた皆様に心よりお礼を申し上げます。

本計画の理念に基づき、今後、調布市のすべての子どもたちのために、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向けて各施策を展開してまいります。

平成27年3月

調布市長

長友 貴樹



調布っ子すこやかプラン (目次)

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景や趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の対象	4
5 計画策定にあたって	4
(1) 計画の策定体制.....	4
(2) 現在の利用状況及び利用希望の把握.....	4
第2章 理念等	5
1 計画の目的	5
2 基本理念	5
3 計画の基本的方向	7
第3章 調布市の現況	9
1 人口と出生の現状（人口推移と将来予測等）	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 就学前児童数の推移.....	10
(3) 出生数の推移.....	10
(4) 人口推移と将来予測等.....	11
2 保護者・児童の現状	12
(1) 就業状況.....	12
(2) 女性の就業率の推移.....	13
(3) 産業別就労者数の推移.....	14
3 子育て支援の現状（施設の状況）	15
(1) 就学前児童数と利用施設.....	15
(2) 調布市の待機児童対策と現状.....	17
第4章 事業計画	19
1 事業計画策定方針	19
2 教育・保育提供区域	19
3 幼児期の学校教育・保育（施設型給付）	20
(1) 確保方策の方針.....	20
(2) 確保方策の考え方.....	20
(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	21

4	地域子ども・子育て支援事業	25
(1)	利用者支援に関する事業 <新規事業>	25
(2)	時間外保育事業(延長保育事業)	26
(3)	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)・放課後遊び場対策事業(ユーフオー)	27
(4)	子育て短期支援事業(ショートステイ)	30
(5)	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	31
(6)	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	32
(7)	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	33
(8)	一時預かり事業, 子育て短期支援事業(トワイライトステイ), 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	34
(9)	幼稚園の預かり保育	36
(10)	病児保育事業(病児・病後児保育)	37
(11)	妊娠に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)	38
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	38
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	39
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	40
第5章 母と子どもの健康支援		41
1	現状と課題	41
2	施策の展開	41
第6章 特別な配慮が必要な子どもへの支援		43
1	要保護児童に関する支援	43
(1)	要保護児童(児童虐待防止)対策の充実	43
(2)	調布市要保護児童対策地域協議会	44
2	ひとり親家庭等の支援	46
3	発達の遅れやかたよりのある子ども, 障害のある子どもへの支援	48
第7章 子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性		53
1	妊娠・出産期からの安定的な支援	53
(1)	現状と課題	53
(2)	施策の展開	54
2	子どもの貧困対策の推進	55
(1)	現状と課題	55
(2)	施策の展開	55
3	困難を有する若者への支援(調布市子ども・若者計画)	58
(1)	現状と課題	58
(2)	施策の展開	58

第8章 計画の推進にむけて.....63

- 1 計画の推進体制 63
- 2 計画の達成状況の点検及び評価 63
 - (1) 目標値と評価指標..... 63
 - (2) 進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し） 63

コラム一覧

- 1 子ども・子育て支援新制度とは？ 2
- 2 調布市保育総合計画とは？ 6
- 3 新制度によって現行施設はどう変わるか？ 23
- 4 ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）とは？ 24
- 5 認定こども園とは？ 40
- 6 妊婦がたばこを吸うことによる、おなかの赤ちゃんに及ぼす影響 42

資料編

- 1 調布市子ども条例 資料編-1
- 2 調布市子ども・子育て会議条例 資料編-6
- 3 調布市子ども・子育て支援事業計画策定体制及びプロセス 資料編-8
- 4 「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果抜粋 資料編-11
- 5 「調布市児童虐待防止マニュアル」概要 資料編-21
- 6 子ども・子育てに関する各種相談体制 資料編-24

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景や趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

このような状況下で、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法¹」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度²」が創設され、子どもの教育、保育、子育て支援の推進を図ることとしています。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数も2人以上
 - ・家族、地域、雇用等子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

¹次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定める。平成15年7月制定。平成27年から平成37年まで10年間延長された。

²子ども・子育て支援新制度：2ページ、コラム参照。



子ども・子育て支援新制度とは？

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

この3つの法律に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消等を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されます。

幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

また、子どものための現金給付である児童手当は、中学校に入る前までの児童に対して現金で手当てされるものです。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり、就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じて実施される事業です。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、市が子ども・子育て支援制度の実施主体となり、地域のニーズに応じた量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施します。

新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

(小学校に入る前までの子対象)

施設型給付

(幼稚園・保育所・認定こども園)

地域型保育給付

(小規模保育・家庭的保育
・事業所内保育・居宅訪問型保育)

子どものための現金給付

(中学校に入る前までの子対象)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

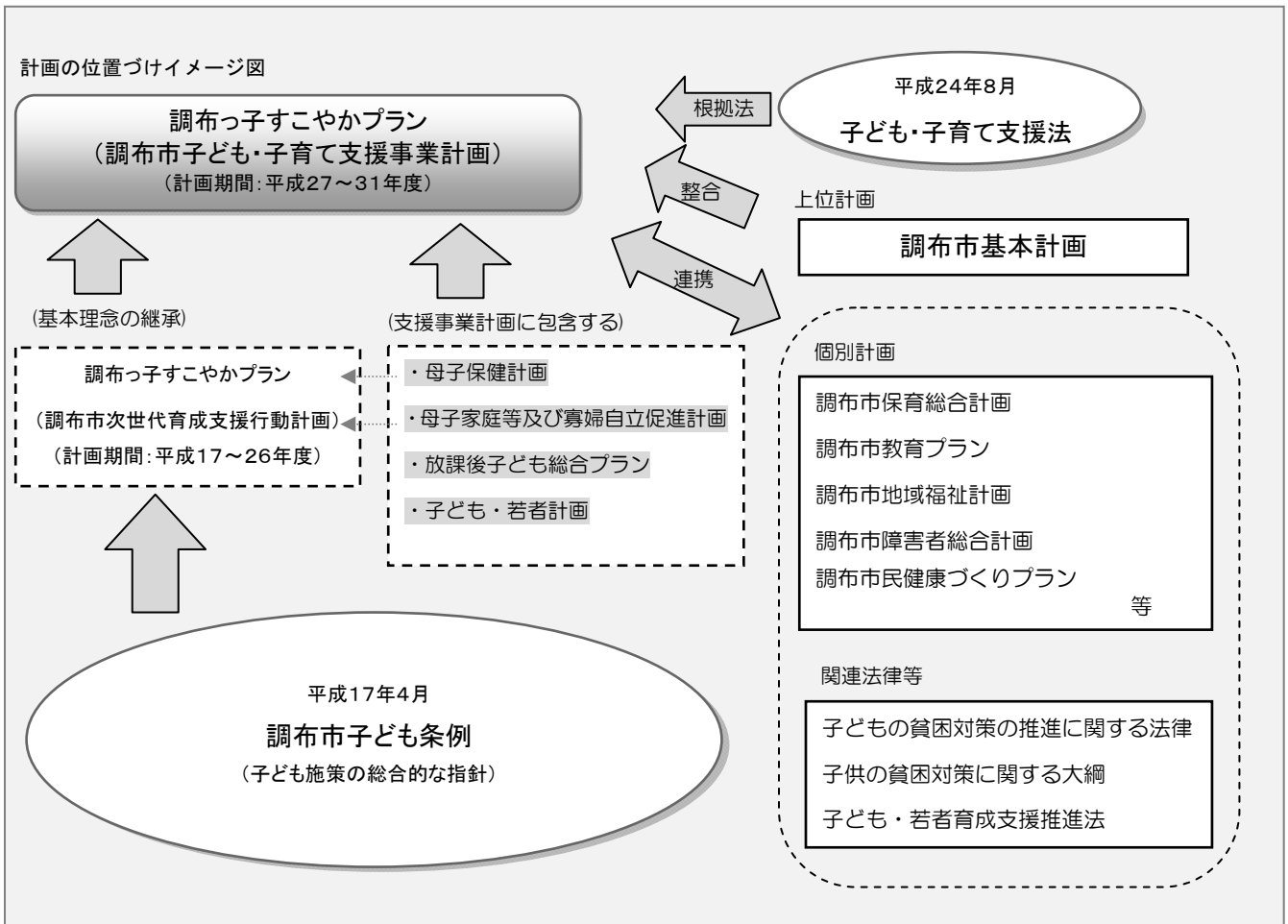
- 1) 利用者支援に関する事業 <新規>
- 2) 時間外保育事業(延長保育事業)
- 3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- 6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 7) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)
- 8) 一時預かり保育, 子育て短期支援事業(トワイライトステイ), 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- 9) 幼稚園の預かり保育
- 10) 病児保育事業(病児・病後児保育)
- 11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)
- 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 計画の位置づけ

調布市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として地域社会全体で育てていきたいという願いを込めて、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。この「調布市子ども条例」の理念を具現化するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から「調布っすこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業を展開してきました。

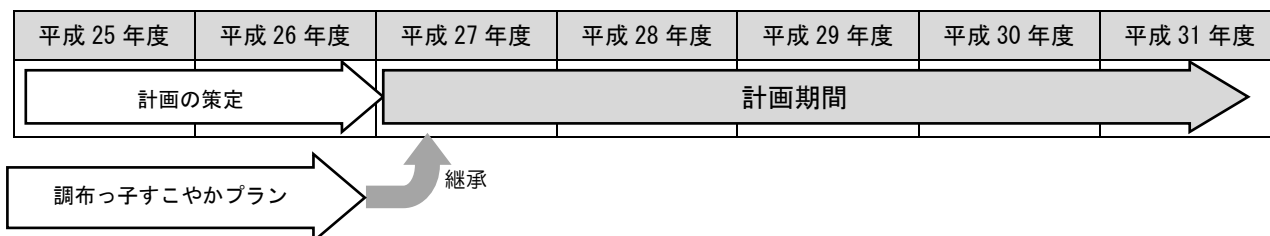
これまで取組を進めてきた「調布っすこやかプラン」の基本的な考え方等を、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画である本計画に継承していきます。

本計画は「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」及び「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」、「子ども・若者計画」を包含するとともに、待機児童対策（調布市保育総合計画）や障害児(者)支援や教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を展開する計画です。上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら、調布市が策定したさまざまな計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。



3 計画期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳未満のすべての子どもと子どもを育てる家庭・地域・企業・団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が設定されているものがあります。

5 計画策定にあたって

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、公募による市民の代表、子育て支援事業者、学識経験者等で構成する「調布市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(2) 現在の利用状況及び利用希望の把握

本計画の策定のため、幼児期の学校教育及び保育の施設、地域の子ども・子育て支援事業等の「需要見込み量」の設定に必要な現在のサービスの利用状況及び今後の利用希望（潜在的ニーズ）等を把握し、計画の基礎資料とするため、以下の調査を行いました。

調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

調査の種類	対象年齢(学年)	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者用	0～5歳児	2,295	1,412	61.5%
小学生児童の保護者用	小学校1～6年生	1,615	919	56.9%
中高生用	中高生世代	1,447	649	44.9%

1 計画の目的

本計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

2 基本理念

本計画の基本理念は、調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）から継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

**緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等
及び地域のつながりの中で、
子どもが夢を持って健やかに育ち、
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す**

（調布市子ども条例 前文(抜粋)）

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川等、豊かな自然に恵まれた調布市で、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように、子どもを取り巻く環境の整備を家庭、学校等、地域、事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い、すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて、地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また、調布市は平成19年5月5日に「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは、東京都内自治体ではじめての宣言です。家庭、学校等、地域、事業主及び市は力を合わせていじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを、より一層進めていくことを宣言したものです。

なお、本計画における保育施策については、待機児童対策や保育サービスの充実等の調布市の保育のあり方について定めた「調布市保育総合計画³」（平成24年6月）と連携を図り、取り組むものとします。

³調布市保育総合計画:6ページ, コラム参照。



調布市保育総合計画とは？

子育てしやすいまちを一層進めていくため、今後の保育行政指針となる計画です。平成24年度から平成30年度までの7年間を計画期間としています。

基本理念

市は「調布市子ども条例」において、「子どもは調布の宝、未来への希望」と宣言しており、本計画のもとで進められる施策は、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」すなわち「調布市のすべての子どもたちのために」進められなければなりません。また、昨今の女性の就業をはじめとした社会参加の高まりにより、子育てを中心とした「ワーク・ライフ・バランス」の支援も進めていかねばなりません。

こうしたことから、次のように基本理念を定めて、保育の充実に向けて取り組んでいきます。

《基本理念》

- ・すべての子どもたちの育ちを大切にします
- ・保護者が安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます

基本理念の実現に向けた取組

調布市では、この基本理念を実現していくために、行政と市内のあらゆる子育て支援関連施設等が密接に連携し合い、“オール調布”という考えのもと、子どもとその家庭を支援するための「ネットワーク」を構築することとし、このネットワークによって様々な課題を解決していきます。

この調布市独自のネットワークを「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」と名付けました。

「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」では、市内の公私立認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、幼稚園、子ども発達センター、児童館のほか、市内の大学やNPO等、あらゆる事業者・団体が一体となって、「調布っ子」の育ち及び子育て家庭をサポートしていきます。

また、「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」における具体的なサポートとして、以下の4つの取組みを実施します。

- 1 待機児童対策の推進
- 2 多様な保育サービスの提供
- 3 保育の質の維持・向上
- 4 ネットワーク保育システムの構築とそれに向けた運営主体の見直し

～ 『C-SO（シーソー）』イメージ図は24ページのコラムで紹介～

3 計画の基本的方向

計画の推進にあたっては、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「調布市子ども条例」を基にした、以下の6つの視点を基本的方向とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点 <調布市子ども条例前文関連>

調布市子ども条例の前文に「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように、一人ひとりの子どもの幸せのために子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

(2) 子ども・子育て支援の量・質の両面を充実する視点

すべての子どもと子育て家庭を対象として、保護者が安心して預けることができ、子どもが健やかに成長できるように、利用の状況や利用希望の実情等を踏まえ、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質の両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

また、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合は、柔軟に対応します。

(3) 多様なニーズに応じた柔軟かつ総合的な支援の視点 <調布市子ども条例第9条関連>

子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

実施にあたっては、妊娠・出産期から安定的かつ継続して支援することに配慮し、子どもの年齢によって変化する利用者のニーズに応じ多様な子育て支援を進めます。

(4) 子どもとともに保護者も支援する視点 <調布市子ども条例第9条関連>

子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感等を和らげることを通じて、保護者自身も成長し、子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

(5) 困難を抱える子ども・若者等への支援の視点 <調布市子ども条例第6条関連>

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害や疾病、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）⁴、児童虐待、いじめ、生活困窮等、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を支援します。

あわせて、若年無業者等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族についても支援していきます。

(6) それぞれの地域で子ども・子育てを支援する視点

<調布市子ども条例第13条～第17条関連>

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子育ては家庭のみならず、広く地域全体で支えていく必要があります。

そのためには、子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、「ネットワーク保育システムC-SO（シーソー）」を中心として、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

⁴ドメスティック・バイオレンス：配偶者や内縁関係等、親しい間柄のパートナーから振るわれる暴力のこと。

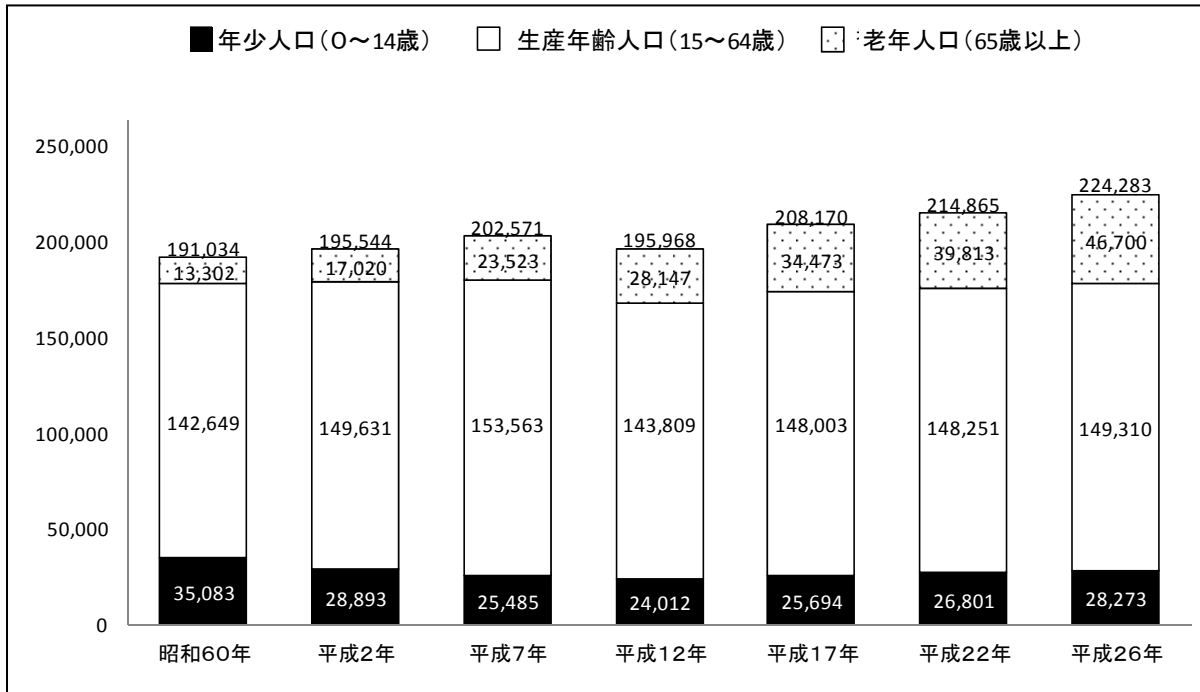
1 人口と出生の現状(人口推移と将来予測等)

(1)人口の推移

総人口は昭和60年と比較すると1.17倍の224,283人です

年齢3区分別の人口動向をみると、生産年齢人口の割合はほぼ横ばいで推移しています。平成12年に年少人口割合と老年人口割合が逆転して以降、老年人口が毎年増加しているのに対して年少人口は微増にとどまっており、その差は開く傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移

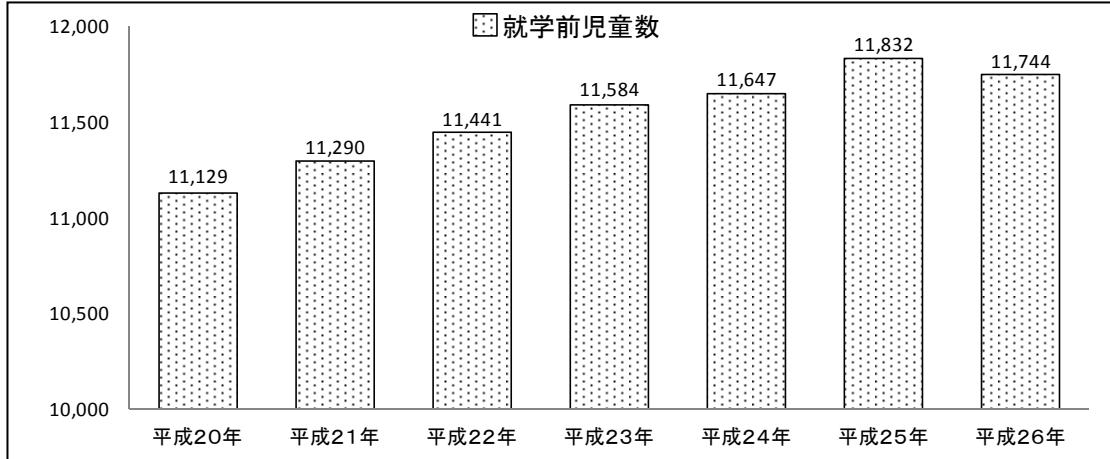


資料:総務局統計局「国勢調査報告」第2巻
 「人口の男女・年齢・配偶関係・世帯の構造・住居の状態」(各年10月1日時点)
 東京都総務局統計部調査課「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測(各年10月1日時点)
 調布市行政経営部政策企画課「調布市の将来人口推計(平成26年3月)10月1日基準」

(2) 就学前児童数の推移

0～5歳の就学前児童数の推移をみると、平成20年と比較すると約600人増加し、11,744人です。平成26年は、前年比でみると若干減少していますが、平成20年以降でみると増加傾向にあるといえます。

就学前児童数の推移

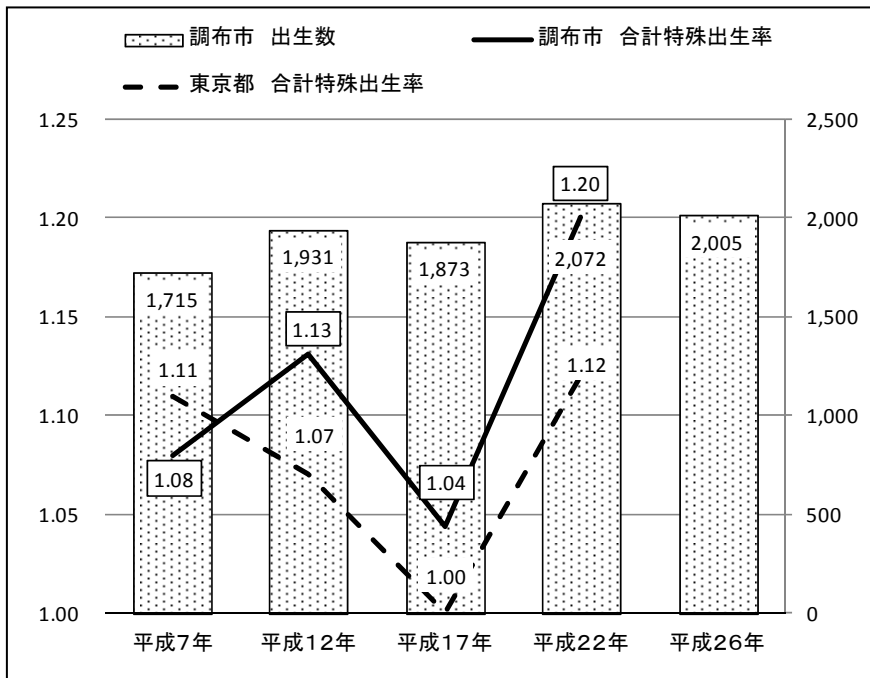


資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点

(3) 出生数の推移

調布市の合計特殊出生率については、平成7年以降、東京都平均と比較して高い状況が続いており、平成22年には1.20です。年間あたりの出生数は、平成22年で2,000人を超え、平成26年では2,005人です。

合計特殊出生率⁵・出生数（市）の推移



資料：調布市行政経営部政策企画課「調布市の将来人口推計(平成26年3月)10月1日基準」
東京都人口動態統計年報「合計特殊出生率」(各年10月1日時点)

⁵合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を統計的に算出したもの(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出)。

(4)人口推移と将来予測等

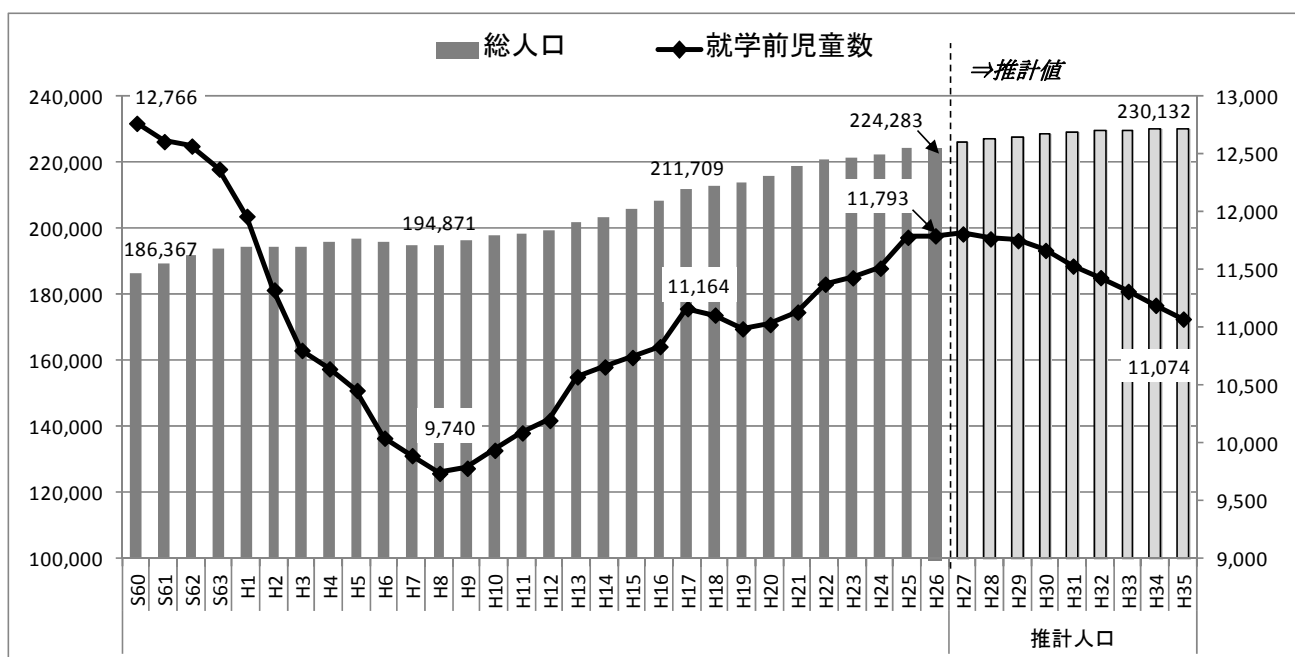
①今までの人口推移

調布市の総人口は、平成8年以降増加しています。また、就学前児童数は平成9年以降増加し、平成17年には11,164人となりました。平成19年までいったん減少するものの、その後平成25年まで増加しています。

②今後の人口推移

平成26年に調布市が行った「調布市の将来人口推計」では、総人口について平成35年まで増加傾向と予測しています。一方、就学前児童数は減少傾向になると推計しています。

総人口と就学前児童数の推移



資料：昭和60年～昭和62年「統計概要」0～5歳(1月1日時点)
 昭和63年～平成24年「調布市統計書」0～5歳(1月1日時点)
 平成25年～平成26年調布市市民部市民課「住民基本台帳」(1月1日時点)
 調布市行政経営部政策企画課
 「調布市の将来人口推計(平成26年3月)10月1日基準」

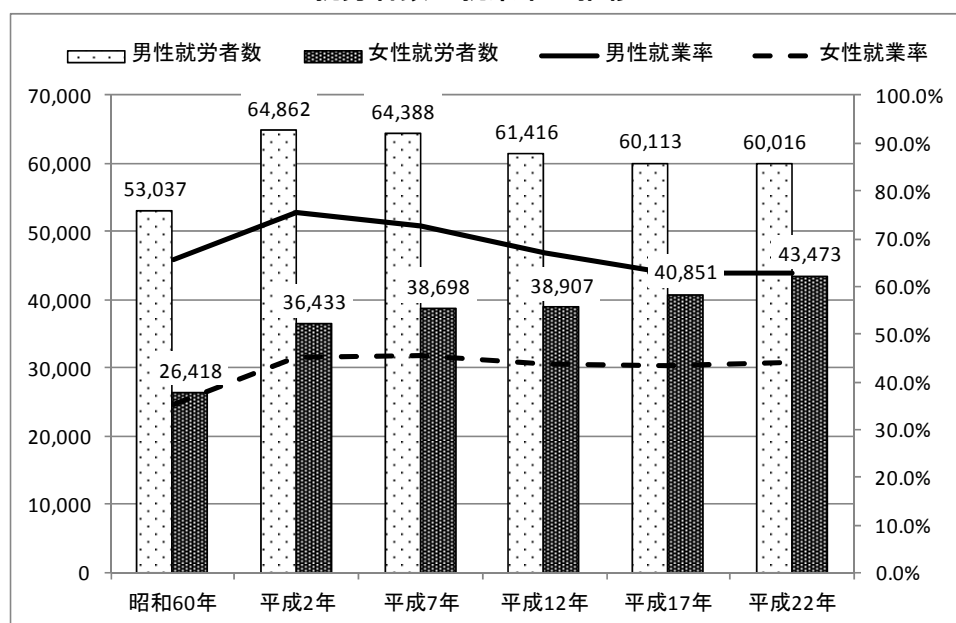
2 保護者・児童の現状

(1) 就業状況

平成22年では、男性の約6割、女性の約4割が働いており、平成17年と比較して大きな変化は見られません。

男性就業率は、平成2年から平成17年にかけて減少し、平成22年は平成17年と同程度です。女性就業率は、男性就業率に比べ20ポイント程低く、平成7年がピークで45.6%です。それ以降平成17年にかけて減少しましたが、平成22年では44.1%です。

就労者数と就業率の推移



資料：総務局統計局「国勢調査報告」(各年10月1日時点)

(2) 女性の就業率の推移

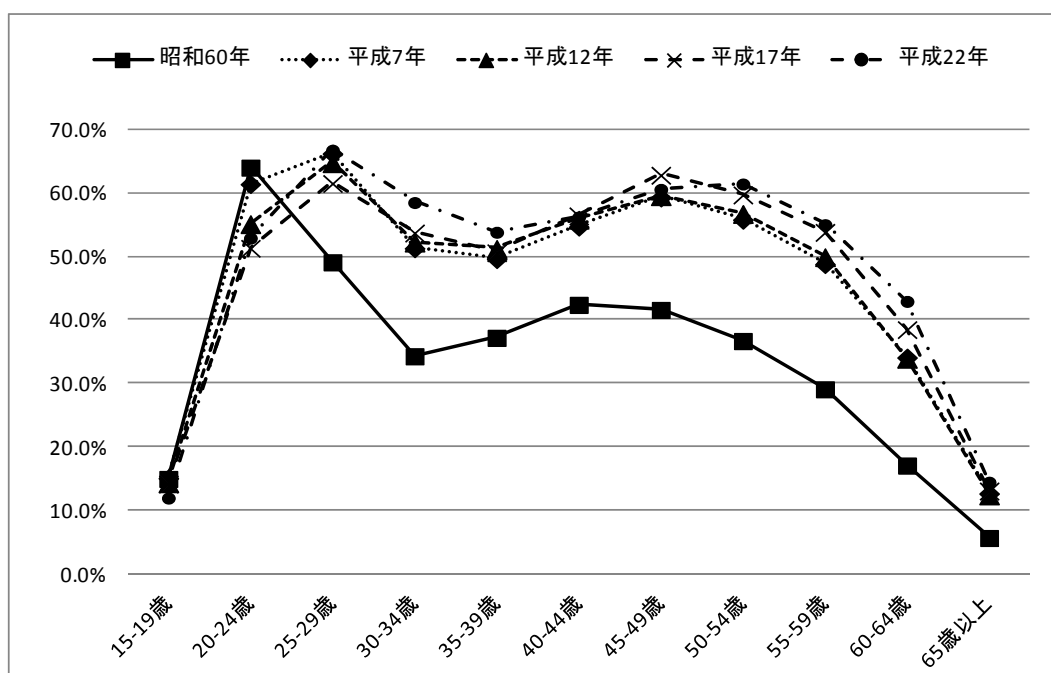
女性の年齢別就業率は、30歳代で低下する「M字カーブ」の構造です。出産・育児に関わることが多い年齢層において、就業率が低下していますが、特に、25～29歳、30～34歳では昭和60年に比べて、平成22年はそれぞれ17.6ポイント、24.2ポイント増加しています。結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する傾向は続いているものの、年々谷の浅いM字カーブに移行しており、出産後も就職する人が増加していることを示しています。

また近年、M字の2つ目のピークが、昭和60年では40～44歳にあったものが、平成22年には50～54歳にあり、生涯を通じて働く人が増えていることがみてとれます。なお、女性の就労者数は増加していますが、就業率に大きな変化がないことから、女性の人口が増加していることがわかります。

女性の就労者数と就業率の推移

年齢区分	昭和60年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	就労者数 (人)	就業率 (%)	就労者数 (人)	就業率 (%)	就労者数 (人)	就業率 (%)	就労者数 (人)	就業率 (%)	就労者数 (人)	就業率 (%)
15-19歳	1,154	15.1%	940	15.2%	776	14.4%	700	14.3%	592	12.1%
20-24歳	5,681	64.1%	6,275	61.5%	4,815	55.2%	4,117	51.4%	3,719	53.0%
25-29歳	3,509	49.2%	6,191	66.3%	6,203	64.8%	5,436	61.6%	5,325	66.8%
30-34歳	2,308	34.4%	3,879	51.4%	4,745	52.3%	5,341	53.8%	5,128	58.6%
35-39歳	3,003	37.3%	2,875	49.7%	3,786	51.3%	4,586	50.7%	5,359	53.9%
40-44歳	3,093	42.5%	3,209	54.8%	3,205	55.9%	4,182	56.5%	5,041	56.3%
45-49歳	2,817	41.7%	4,488	59.4%	3,542	59.6%	3,632	62.9%	4,685	60.7%
50-54歳	2,330	36.8%	3,987	55.9%	4,244	56.8%	3,627	59.8%	3,626	61.5%
55-59歳	1,454	29.2%	3,165	48.9%	3,417	50.0%	3,950	53.9%	3,365	55.1%
60-64歳	631	17.2%	2,037	34.2%	2,103	34.0%	2,576	38.6%	3,108	43.0%
65歳以上	438	5.8%	1,652	12.8%	2,071	12.5%	2,704	13.2%	3,525	14.6%
合計	26,418	35.2%	38,698	45.6%	38,907	43.8%	40,851	43.3%	43,473	44.1%

資料：総務局統計局「国勢調査報告」(各年10月1日時点)



(3)産業別就労者数の推移

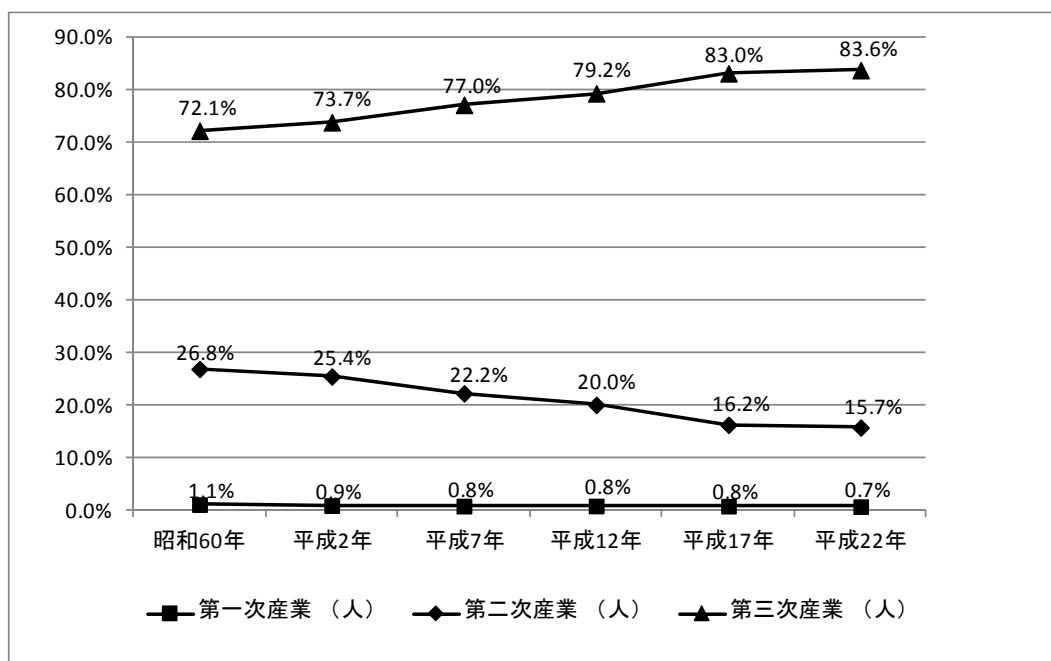
調布市の産業別就労者数を見ると、平成22年では平成17年と比較して、第一次産業⁶、第二次産業⁷、第三次産業⁸全てにおいて就労者数が減少しています。一方で、産業別就労者比率を見ると、第一次産業、第二次産業で比率が減少しているのに対して、第三次産業では全就労者に占める割合は増加しています。

産業別就労者数と割合の推移

産業区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業（人）	1,000	881	792	778	755	620
割合（％）	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%
第二次産業（人）	24,838	25,351	22,438	19,467	15,851	14,330
割合（％）	26.8%	25.4%	22.2%	20.0%	16.2%	15.7%
第三次産業（人）	66,729	73,514	77,845	77,056	81,079	76,251
割合（％）	72.1%	73.7%	77.0%	79.2%	83.0%	83.6%
合計	92,567	99,746	101,075	97,301	97,685	91,201

資料：総務局統計局「国勢調査報告」（各年10月1日時点）

産業別就労者比率の推移



6第一次産業：農業・林業・漁業。

7第二次産業：鉱業・建設業・製造業。

8第三次産業：第一及び第二産業以外（主に販売・金融等サービス業）。

3 子育て支援の現状(施設の状況)

(1)就学前児童数と利用施設

調布市の平成26年4月1日時点の就学前児童数は、11,744人です。平成21年と平成26年を比較すると、2歳児から5歳児の児童数が大幅に増加しています。

また、1歳児の児童数が微減していますが、認可保育所⁹の入所数は増加しています。

就学前児童数と認可保育所入所数の変化 (単位：人)

年齢区分	平成21年		平成26年	
	就学前児童数	認可保育所(保育園)入所数	就学前児童数	認可保育所(保育園)入所数
0歳	1,963	256	1,995	336
1歳	2,021	423	1,974	546
2歳	1,883	509	1,963	636
3歳	1,790	563	1,924	707
4歳	1,808	540	1,943	726
5歳	1,825	544	1,945	678
合計	11,290	2,835	11,744	3,629

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点
調布市子ども生活部子ども政策課「認可保育所入所数」各年4月1日時点

保育所、子ども発達センター通園事業¹⁰、幼稚園、在宅等¹¹に区別し、年齢別に構成比をみると、2歳児までの多くが在宅等の児童ですが、3歳児からは1,000人以上が幼稚園に通い、在宅等は少数です。この傾向は平成21年と比較しても大きな変化はみられません。

平成26年 保育所等利用施設別の児童数(就学前) (単位：人)

	児童数	在宅等	幼稚園	子ども発達センター通園事業	保育所	認可		認証	保育ママ等
						公立	私立		
						0歳	1,995	1,561	0
1歳	1,974	1,231	0	0	743	169	377	174	23
2歳	1,963	1,195	0	0	768	206	430	115	17
3歳	1,924	113	1,047	21	743	240	467	36	0
4歳	1,943	73	1,116	12	742	256	470	16	0
5歳	1,945	61	1,192	7	685	253	425	7	0
合計	11,744	4,234	3,355	40	4,115	1,211	2,418	437	49

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」4月1日時点
調布市子ども生活部子ども政策課「幼稚園・保育所(児童数)」4月1日時点(幼稚園のみ5月時点)
調布市福祉健康部子ども発達センター「子ども発達センター(児童数)」4月1日時点

⁹認可保育所：児童福祉法に基づく設置許可を受けている保育施設。一般に「保育園」と呼ばれている。

¹⁰子ども発達センター通園事業：専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に、児童発達支援事業を実施し、子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援する。

¹¹在宅等：保育所、子ども発達センター通園事業及び幼稚園に通う以外の児童。

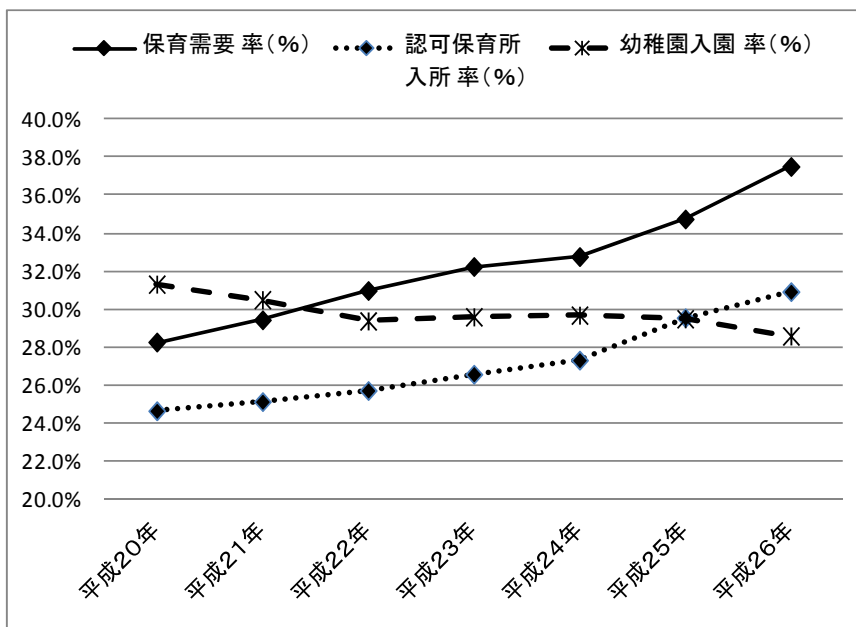
「保育需要率¹²」は年々増加し続け、平成20年と平成26年を比べると、9.2ポイント増加しました。「認可保育所入所率¹³」も増加し続けていて、平成20年では24.6%と「幼稚園入園率¹⁴」に比べて6.7ポイント低い状況でしたが、平成25年ではいずれも29.5%と同率になり、平成26年では「認可保育所入所率」が上回る状況にあります。調布市においては、年々、保育の需要が大きくなってきました。

保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就学前児童数	11,129	11,290	11,441	11,584	11,647	11,832	11,744
保育需要	人数	3,144	3,321	3,542	3,733	3,814	4,109
	率(%)	28.3%	29.4%	31.0%	32.2%	32.7%	34.7%
認可保育所入所	人数	2,741	2,835	2,940	3,076	3,179	3,494
	率(%)	24.6%	25.1%	25.7%	26.6%	27.3%	29.5%
幼稚園入園	人数	3,483	3,441	3,359	3,426	3,455	3,355
	率(%)	31.3%	30.5%	29.4%	29.6%	29.7%	28.6%

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点
調布市子ども生活部子ども政策課「幼稚園・保育所(児童数)」
各年4月1日時点(幼稚園のみ5月1日時点)

保育需要率と認可保育所入所率と幼稚園入園率の推移



12 保育需要率 = 保育需要数(保育所入所数(全年齢) + 待機児童数) ÷ 就学前児童数 × 100

13 認可保育所入所率 = 認可保育所入所数 ÷ 就学前児童数 × 100

14 幼稚園入園率 = 幼稚園入園数 ÷ 就学前児童数 × 100

(2)調布市の待機児童対策と現状

①これまでの待機児童対策

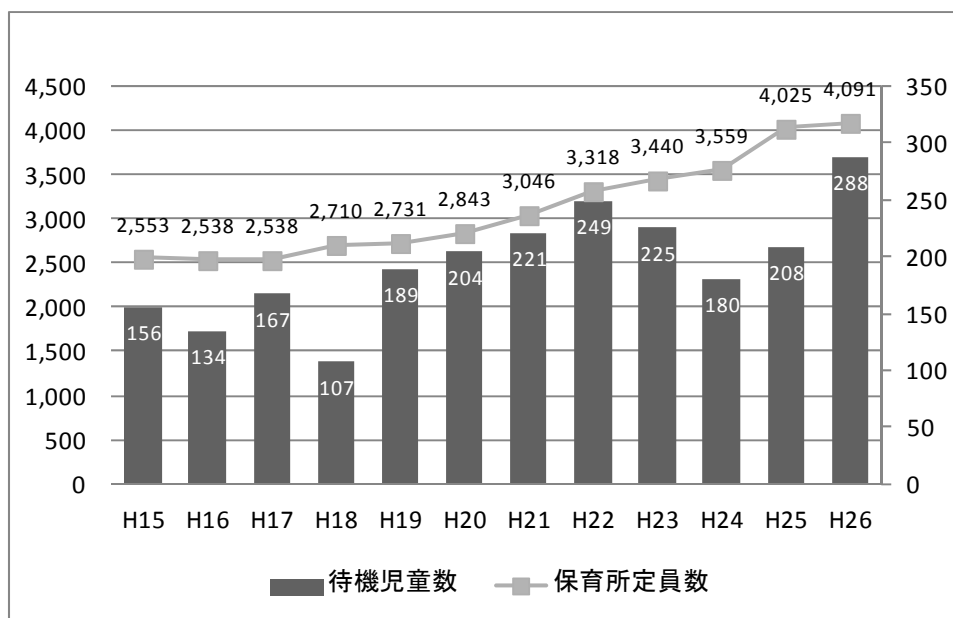
調布市はこれまでに、下記のような待機児童¹⁵対策に取り組み、平成14年度から平成25年度までの12年間で1,837人の定員拡大を図りました。

【調布市のこれまでの待機児童対策】

- ・認可保育園の新規誘致
- ・東京都認証保育所の誘致
- ・家庭福祉員¹⁶の誘致
- ・認可保育園の定員の弾力化¹⁷
- ・株式会社参入の自由化
- ・市内不動産情報の収集及び事業者とのマッチングによる認可保育園の整備
- ・生産緑地を活用した認可保育園の整備
- ・教育（学校）用地を活用したグループ型保育施設の整備
- ・既存民間施設を活用したグループ型保育施設の整備

上記のような取り組みにもかかわらず、保育ニーズの増加により、平成26年4月1日の保育園待機児童数は平成25年4月1日を上回る結果となりました。

保育所定員数と待機児童数の推移



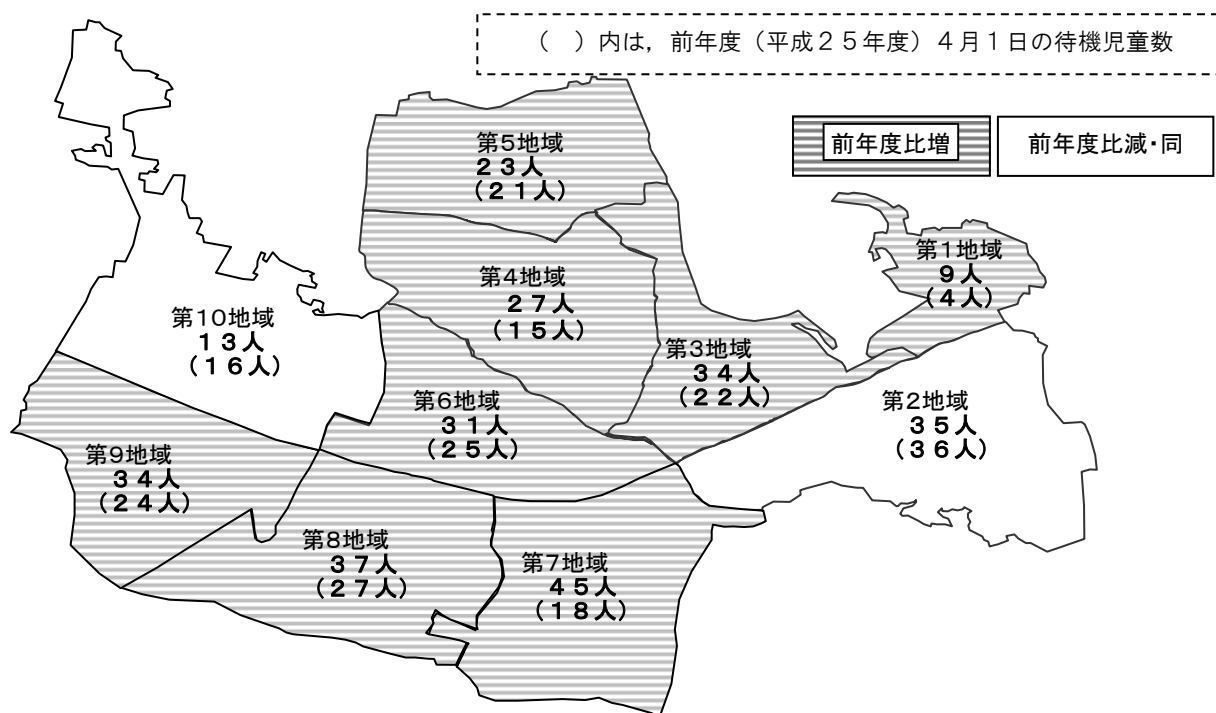
15待機児童：認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数から認証保育所・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童。

16家庭福祉員：通称、保育ママ。就労等のため昼間保育が困難な0～2歳児を、保育士等の有資格者の自宅等にて、家庭的な雰囲気の中で保育を行う制度。

17定員の弾力化：一定条件の下で、認可定員を超えて児童を受け入れること。

②待機児童地域分布及び年齢別詳細

地域	町名	総数	年齢別				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
第1	仙川町2・3丁目、緑ヶ丘1・2丁目	9	3	3	1	2	0
第2	菊野台2・3丁目、東つじヶ丘2・3丁目、西つじヶ丘4丁目、入間町1～3丁目、仙川町1丁目、若葉町1～3丁目	35	7	24	2	2	0
第3	柴崎1・2丁目、菊野台1丁目、東つじヶ丘1丁目、西つじヶ丘1～3丁目、深大寺東町3・4丁目	34	18	11	4	1	0
第4	佐須町1・2・4・5丁目、深大寺元町2～5丁目、深大寺東町1・2丁目、深大寺南町1～5丁目	27	8	14	3	2	0
第5	深大寺北町1～7丁目、深大寺東町5～8丁目	23	7	12	3	1	0
第6	小島町1丁目、布田1・2丁目、国領町1・2丁目、佐須町3丁目、調布ヶ丘1～4丁目、深大寺元町1丁目、八雲台1・2丁目	31	8	18	5	0	0
第7	国領町3～8丁目、染地2・3丁目	45	12	23	9	1	0
第8	小島町2・3丁目、布田3～6丁目、染地1丁目、多摩川3～7丁目	37	7	24	6	0	0
第9	飛田給2・3丁目、上石原2・3丁目、下石原2・3丁目、多摩川1・2丁目	34	9	16	7	2	0
第10	飛田給1丁目、上石原1丁目、富士見町1～4丁目、下石原1丁目、野水1・2丁目、西町	13	5	5	2	1	0
平成26年度合計		288	84	150	42	12	0
前年度(平成25年度)合計		208	55	84	53	16	0



※10地域中8地域で昨年を超える待機児童数であり、特に第7地域においては、27人増加しています。残りの2地域についても昨年と比較し、大きな変化はみられませんでした。年齢別に見ると、1歳児の待機児童が66人と大幅に増加しています。

1 事業計画策定方針

子ども・子育て支援の具体策は、「調布市の将来人口推計」、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等を基に、第2章の3「計画の基本的方向」で記述した6つの視点に沿って策定します。

2 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て対策事業の提供区域として、全市を1区域と捉えて設定します。

今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定します。



3 幼児期の学校教育・保育(施設型給付)

近年の利用状況(直近5年の実績値)及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を勘案し、課題となる0歳児のニーズの解消に向けて、平成22年度から平成26年度の平均の保育需要率の伸び方を基本に、調布市子ども・子育て会議で議論し、算出した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設¹⁸による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

なお、「待機児童解消加速化プラン(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消となる確保方策を実施します。

(1)確保方策の方針

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、認可保育園を中心とした施設整備の推進と、定員拡充策として、柔軟な運用方法の検討を進めます。確保数については、今後の財政フレーム、利用状況等を考慮しながら開設していく目標値です。

(2)確保方策の考え方

- ①教育・保育施設である、認可保育園の整備を中心に進めていきます。
- ②3歳未満児のニーズに対し、①の認可保育園の整備に加え、地域型保育事業¹⁹の小規模保育事業や、個別の対応が必要な子どものための居宅訪問型保育等を取り入れ確保していきます。
- ③教育・保育の一体的な提供体制の確保として、教育・保育施設である、認定こども園²⁰の普及についても、待機児童の状況を踏まえながら検討を進めていきます。
- ④認証保育所²¹の認可保育園への移行支援を推進するとともに、現在運営が行われている認可外保育施設等も確保方策とします。
- ⑤認可保育園では、低年齢児の定員に空きがない一方で、4歳児・5歳児の定員には空きがある場合があります。子どもの育ちに伴い、保育ニーズが変化することから、年齢別のニーズ量の変化に応じて柔軟に施設定員の見直しを進めます。
- ⑥保育施設の量的拡充とともに、すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう保育の質の維持・向上を図ります。
- ⑦現時点での保育需要率等も勘案し、潜在的ニーズを見通した計画としています。

保育部分の確保方策(新規施設の開所年度を基準としたもの)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育・保育施設 (認可保育園、 認定こども園)	6箇所	8箇所	6箇所	5箇所	※
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育)	1箇所	※			

※ 待機児童の状況を見て時点修正を行います。

【教育・保育施設は1箇所あたり90人定員を想定しています。】

18教育・保育施設：認定こども園法、学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園、幼稚園、保育所のこと。

19地域型保育事業：少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの事業がある。23ページ、下段コラム参照。

20認定こども園：40ページ、下段コラム参照。

21認証保育所：都民のニーズに応えるために創設された東京都独自基準による保育所。

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

■平成27年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	543人	1,816人		2,268人			4,627人		
	平成26年度末確保量 B	457人	1,484人		2,177人			4,118人	64箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	316人	1,088人		2,085人			3,489人	37箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設	141人	396人		92人			629人	27箇所
	B-A	-86人	-332人		-91人			-509人		
	新規確保量 C	46人	151人		224人			421人	6箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	45人	151人		224人			420人	※1 6箇所
		地域型保育事業	6人	12人					18人	※2 1箇所
		認可外保育施設	-5人	-12人					-17人	※3 -1箇所
	確保方策 D=B+C	503人	1,635人		2,401人			4,539人	70箇所	
D-A	-40人	-181人		133人			-88人			
幼稚園	量の見込み E				3,560人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-40人					

※1 既存施設の定員増1箇所あり(定員には計上、施設数としては計上せず)

※2 認可外保育施設(スマート保育施設)からの移行による増1箇所

※3 認可保育園への移行による減1箇所、地域型保育事業への移行による減1箇所、グループ型保育施設の新設による増1箇所、認証保育所の運営区分変更による定員増1箇所あり(定員には計上、施設数としては計上せず)

■平成28年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	568人	1,871人		2,363人			4,802人		
	平成27年度末確保量 B	503人	1,635人		2,401人			4,539人	70箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	361人	1,239人		2,309人			3,909人	43箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	-65人	-236人		38人			-263人		
	新規確保量 C	72人	240人		408人			720人	8箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	72人	240人		408人			720人	8箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
	確保方策 D=B+C	575人	1,875人		2,809人			5,259人	78箇所	
D-A	7人	4人		446人			457人	※4		
幼稚園	量の見込み E				3,584人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-64人					

※4 平成28年度で確保方策量が量の見込み数に到達し、若干上回る計画

■平成29年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	593人	1,936人		2,458人			4,987人		
	平成28年度末確保量 B	575人	1,875人		2,809人			5,259人	78箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	433人	1,479人		2,717人			4,629人	51箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	-18人	-61人		351人			272人		
	新規確保量 C	54人	180人		306人			540人	6箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	54人	180人		306人			540人	6箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	629人	2,055人		3,115人			5,799人	84箇所		
D-A	36人	119人		657人			812人	※5		
幼稚園	量の見込み E				3,608人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-88人					

※5 平成28年度時点で、確保方策量が量の見込みを上回っていますが、保育需要の伸びが継続することを見込み、引き続き定員の確保を行う計画

■平成30年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	618人	1,991人		2,531人			5,140人		
	平成29年度末確保量 B	629人	2,055人		3,115人			5,799人	84箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	487人	1,659人		3,023人			5,169人	57箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	11人	64人		584人			659人		
	新規確保量 C	45人	150人		255人			450人	5箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	45人	150人		255人			450人	5箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	674人	2,205人		3,370人			6,249人	89箇所		
D-A	56人	214人		839人			1,109人			
幼稚園	量の見込み E				3,599人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-79人					

■平成31年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数	
保育所等	量の見込み A	644人	2,047人		2,576人			5,267人		
	平成30年度末確保量 B	674人	2,205人		3,370人			6,249人	89箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設	532人	1,809人		3,278人			5,619人	62箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人			18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人			612人	26箇所
	B-A	30人	158人		794人			982人		
	新規確保量 C	0人	0人		0人			0人	0箇所	
	〔内訳〕	教育・保育施設 ※6							0人	0箇所
		地域型保育事業							0人	0箇所
		認可外保育施設							0人	0箇所
確保方策 D=B+C	674人	2,205人		3,370人			6,249人	89箇所		
D-A	30人	158人		794人			982人			
幼稚園	量の見込み E				3,551人					
	確保方策 F				3,520人				15箇所	
	F-E				-31人					

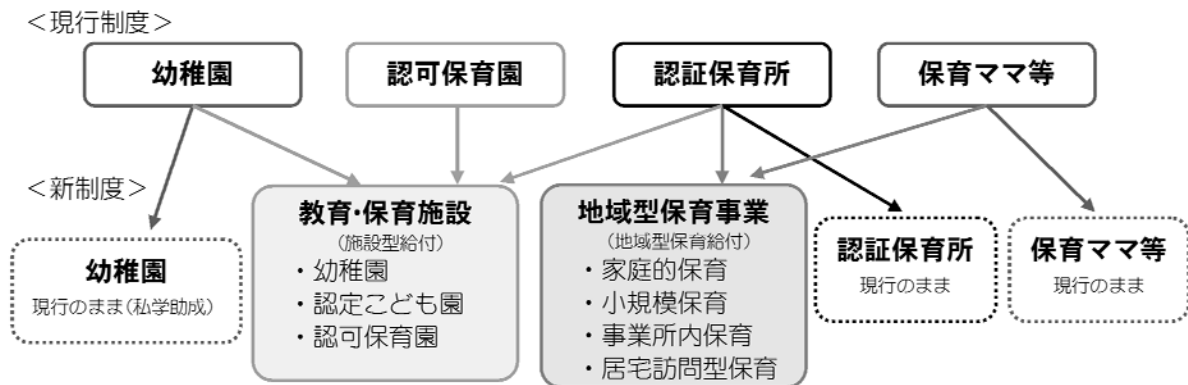
※6 新規確保量については待機児童の状況をみて時点修正



新制度によって現行施設はどう変わるか？

今後、幼稚園や認可保育園は教育・保育施設として、家庭福祉員(保育ママ)やグループ型保育施設は地域型保育事業として、新制度に移行するという選択肢が広がります。新制度に移行するかどうかの判断は施設や事業ごとに異なります。

○新制度への移行イメージ



※認定こども園:0～5歳児を対象に保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に提供する施設のことです。現在、調布市にはありません。

※家庭的保育:定員5人以下で、家庭福祉員(保育ママ)の自宅で保育をおこないます。

※小規模保育:定員6～19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育をおこないます。設備や職員の基準によりA型・B型・C型に分かれます。

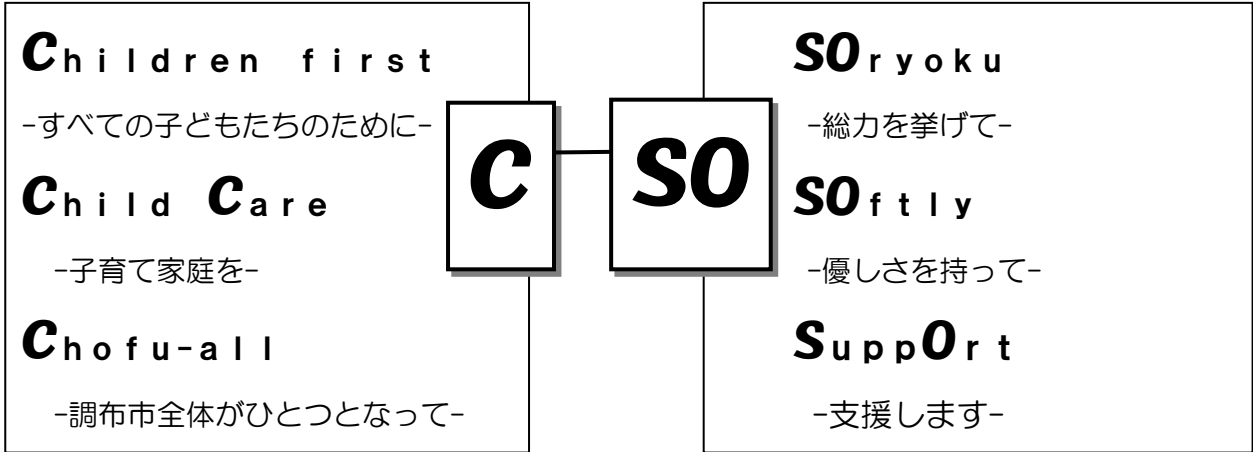
※事業所内保育:会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

※居宅訪問型保育:障害・疾患等で個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育します。

※保育ママ等:調布市家庭福祉員。0～2歳児を対象に保育士等の有資格者の自宅にて、保育を行う制度。(家庭福祉員が複数集まって保育を実施するグループ型保育施設を含む)

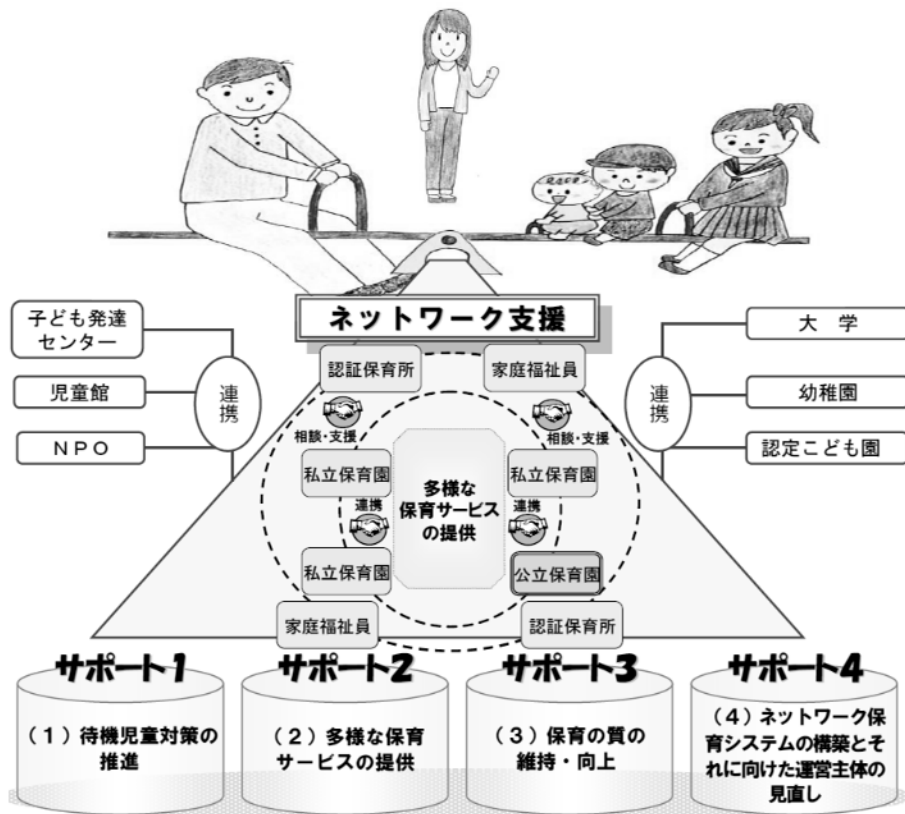


ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）とは？



児童遊具「シーソー」は、長い板の中心を支点にして板の両端に人が座り、交互に上下運動を繰り返して遊ぶものです。両端のバランスが取れていないと交互に上下する遊びの機能が発揮できません。調布市では、「シーソー」のように子どもとその家庭をバランス良く支援していく調布市独自のシステムを様々な運営主体や関係団体とネットワークを組みながら構築していきます。

※子どもを3人としたのは、子どもを増やしたいという少子化対策の想いを表しています。



4 地域子ども・子育て支援事業

現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から推計した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

(1)利用者支援に関する事業 <新規事業>

①事業概要

新制度で多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であると考えられ創設された事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

現在、保育園勤務経験のある保育士を保育園申込窓口配置し、保育所の入所や、利用に関する相談に応じています。また、児童館の子育てひろばや、子ども家庭支援センターすこやか²²で子育て全般に関する情報提供や育児相談を行っています。今後も継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業(箇所)	4	4	4	4	4

※ニーズ調査によらずに推計（2中学校区に1箇所として算出）

<確保方策>

各施設数(箇所)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市役所窓口での相談体制	1	1	1	1	1
子育てひろば、すこやかでの相談体制	12	12	12	12	12

²²子ども家庭支援センターすこやか:子育て支援の総合拠点。一般的な相談から専門的な相談まで幅広く応じるほか、児童虐待防止ホットラインやファミリー・サポート・センターの設置、多様化する保育ニーズに対応する預かり事業の実施や子育てひろばとして施設を開放し親子の交流イベント等を行う。平成13年4月に開設。

(2)時間外保育事業(延長保育事業²³)

①事業概要

認可保育園や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則8時間としていますが、保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査結果より、量の見込みを算出しました。認可保育園在園児であれば全員時間外保育を利用できるため、確保方策は認可保育園の定員数拡大に伴うものです。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業利用希望者(人)	3,845	3,831	3,826	3,799	3,755

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業利用定員数	認可保育園の定員数拡大に伴う				



²³延長保育事業:保育ニーズに対応し、保育所の通常保育時間を延長して保育を行う事業。

(3)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)・放課後遊び場対策事業(ユーフォー)

共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後遊び場対策事業を推進します。

①事業概要

■放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中に実施します。

■放課後遊び場対策事業（ユーフォー）

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供します。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。国では、「放課後子供教室」という名称で事業の推進を図っています。

<平成27年度からの実施内容（予定）>

	対象	実施場所・時間等	平成26年度実績
学童クラブ	放課後の時間帯に保護者が就労等により不在となる小学校児童	児童館及び小学校内等 (学校がある日) 放課後～17時 (土曜日、三季休業時) 8時～17時 ※児童館内の学童クラブは、8時から8時30分まで見守り時間 ※最大19時まで利用可能。ただし、18時から19時までは、延長使用料必要	施設数：29箇所 定員数：1,800人 在籍数（4月1日現在）：1,562人
ユーフォー	小学校全児童	小学校内 (学校がある日) 放課後～17時 (土曜日、三季休業時) 8時～17時	施設数：20箇所 (全小学校で実施) 登録者数（11月30日現在）：6,149人

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

■放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

児童福祉法の改正に伴う対象学年の拡大や、近年の育成ニーズの高まりにより、地域によっては、待機児童が生じる可能性が否定できない状況にあります。そのような状況の中、確保方策については、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定する児童1人当たりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を遵守する考え方のもと、現状においてそれらを満たしていない緊急的な対応が必要な地域について、優先的に施設整備を進めていきます。

受入れに当たっては低学年を優先するとともに、高学年の育成ニーズに対しては、平成27年度以降の放課後遊び場対策事業（ユーフオー）の利用状況を把握し、対応を図っていきます。

なお、平成30年及び31年の確保方策については、上述した確保方策による利用状況の変化を把握・分析しながら時点修正を行うこととします。

また、重度の障害児を受け入れる環境を整えるため、重度の障害児専門の学童クラブを整備していきます。

■放課後遊び場対策事業（ユーフオー）

調布市では既に全小学校内にユーフオーを整備していますが、保護者が就労している家庭でも利用しやすいよう、事業内容の拡充を図ります。

開設日数・時間の拡充：学童クラブと同様に、土曜日、三季休業時も開設するとともに、開設時間を午前8時に延長します。

③学童クラブの事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

利用希望者(人)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低学年(1～3年生)時の希望	1,755	1,854	1,843	1,835	1,851
高学年(4～6年生)時の希望	529	524	511	525	535
合計	2,284	2,378	2,354	2,360	2,386

※低学年についてはニーズ調査によらずに推計。「平成25年度調布市教育人口等推計報告書」から学年ごとに児童数の伸び率を算出し、平成26年度4月1日在籍児童数に乗じて算出（ただし、平成31年度は、教育人口等推計報告書がないため、平成27年度から平成30年度までの伸び率の平均値から平成30年度の在籍予測児童数に乗じた。）

※高学年については平成25年11月に実施したニーズ調査結果をもとに10地区別に算出。

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保数(箇所)	2	3	3	※放課後遊び場対策事業との連携による利用状況の変化をみて時点修正	
定員数(人)	60	120	120		

※確保数については、今後の財政フレーム、利用状況等を考慮しながら開設していく目標値です。

④一体型または連携型の学童クラブ及びユーフォーの目標事業量

一体型とは、同一の小学校内もしくは学童クラブが小学校の隣接地で両事業を実施しており、共働き家庭等の学童クラブ利用児童を含めた全ての児童がユーフォーの行事に参加できるものです。

連携型とは、学童クラブが小学校に隣接していないものの、学童クラブ利用児童もユーフォーの共通行事に参加できるものです。

平成27年度では、市内20校中9校が一体型に該当する整備状況であり、今後行事の充実を図っていきます。また、今後学童クラブの増設にあたり、残り11校についても一体型または連携型となるよう取り組みます。

学校名	27年度～31年度
	一体型
第一小学校, 第二小学校, 第三小学校, 深大寺小学校, 北ノ台小学校, 多摩川小学校, 国領小学校, 布田小学校, 染地小学校(平成27年度新規)	9箇所
上ノ原小学校, 若葉小学校, 八雲台小学校, 杉森小学校, 富士見台小学校, 滝坂小学校, 石原小学校, 緑ヶ丘小学校, 飛田給小学校, 柏野小学校, 調和小学校	一体型または連携型
	11箇所

⑤ユーフォーの整備計画

調布市では平成24年度をもって、全小学校20校内にユーフォーを整備済みです。

⑥学童クラブ及びユーフォーの一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ユーフォーにおいて、学童クラブ及びユーフォーのどちらの児童も参加しやすい共通行事の充実を図ります。

共通行事の実施にあたっては、企画段階から、学童クラブとユーフォーの職員が連携して、内容や実施日等を検討できるよう、打合せの場を設けます。

⑦小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討します。

⑧児童館等の活用

市内には、小学生・中学生を対象とした児童館が11箇所、中学生・高校生を対象とした青少年ステーション(CAPS)が1箇所あり、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場所として運営しています。今後、両機関の連携を深めるとともに、児童館が、地域の児童福祉の拠点としての機能が充実できるよう、そのあり方を検討していきます。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

①事業概要

短期入所生活援助(ショートステイ)事業とは、保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。市内ではすこやか、調布学園の2施設で実施しています。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査により算出されたものを量の見込みとして設定しています。現在の定員数と、最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ、現状でも受け入れ可能なニーズ量であるため継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

利用希望者(年間延べ人日)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
就学前児童	0	0	0	0	0
小学校児童	2,483	2,506	2,530	2,570	2,584
計	2,483	2,506	2,530	2,570	2,584

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員数(1施設当たり 人/日)	5	5	5	5	5
年間開所日数(2施設計)	699	699	699	699	699
利用定員計(人日)	3,495	3,495	3,495	3,495	3,495

(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

①事業概要

幅広い産後ケアの充実のため、できるだけ早期に訪問し、必要な支援につなげられるよう実施している事業です。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を量の見込みとしました。

出生通知票「我が家の赤ちゃんお知らせはがき」をもとに、助産師、保健師、看護師が家庭訪問しており、現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
訪問件数(件)	1,967	1,942	1,919	1,899	1,884

※ニーズ調査によらずに推計(人口推計の0歳児人口を採用)

<確保方策>

現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。



(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

② 確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査により、量の見込みを設定する事業ではないため、過去の実績を参照しつつ、現在の取り組みを継続して実施します。

③ 事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育支援訪問件数(件)	359	359	359	359	359
要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議(回)	309	309	309	309	309

※ニーズ調査によらずに推計（過去5年間の平均値を採用）

<確保方策>

過去の実績を参照しつつ、現在の取組を継続して実施します。



(7)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

①事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

現在の拠点にて引き続き事業を実施します。保育園の「子育てひろば」については、平成25年度は1箇所でしたが、平成26年度より2箇所で開催しています。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

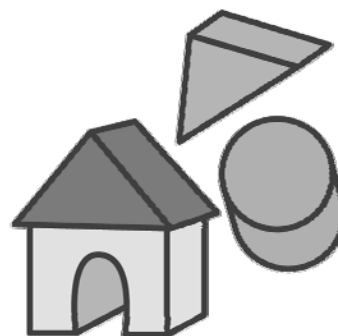
<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間利用希望者数(人日)	108,386	108,386	108,386	108,386	108,386

※ニーズ調査によらずに推計(平成25年度実績値を採用)

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
児童館「子育てひろば」	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
保育園「子育てひろば」	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
すこやかでの開故事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



(8)一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター²⁴)

①事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

以下の3事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

1)一時預かり保育

保護者の断続的な就労、職業訓練、就学のためや、保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等、緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。現在、11園で実施しており、うち3園には緊急のための枠が別にあります。

2)子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

トワイライトステイ(夜間養護等事業)とは、保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。午後5時～午後10時まで子ども家庭支援センターすこやかで預かります。

3)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)による会員組織を設置し、保育所・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

不定期就労による利用者を量の見込みとします。不定期就労による利用については、現状の施設で受け入れ可能ですが、より多様な理由での利用希望に応えられるよう、今後の認可保育園の整備と併せて一時預かり事業拡充の必要性についても検討します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

就学前児童	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3事業年間利用希望者数 (不定期就労のみ、人日)	19,188	19,235	19,179	18,736	18,125

※ニーズ調査結果より不定期の就労を理由に利用を希望している方に限定

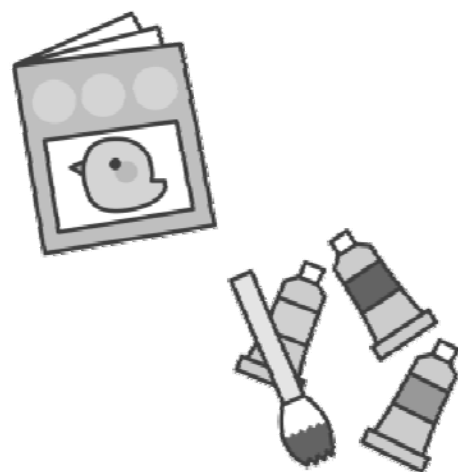
※就学前児童・小学校児童の計

※「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)」は、就学前・就学後の別なく、一時預かり事業の一部として量の見込みを算出しています。

²⁴ファミリー・サポート・センター事業：育児の手伝いをしてほしい人(依頼会員)と育児の手伝いをしたい人(協会員)の両者の会員を登録し、協会の援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業。事務局は子ども家庭支援センターすこやか内。

<確保方策>

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
一時預かり事業	定員数	72	72	72	72	72
	開所日数	240	240	240	240	240
	年間定員数	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数	16	16	16	16	16
	開所日数	336	335	335	335	335
	年間定員数	5,376	5,360	5,360	5,360	5,360
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	活動件数	8,603	8,603	8,603	8,603	8,603
3事業計	年間定員数	31,259	31,243	31,243	31,243	31,243



(9)幼稚園の預かり保育

①事業概要

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施しています。

現在、市内には私立幼稚園が15園あります。平成26年4月からは幼稚園預かり保育は13園で実施しています。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

ニーズ調査の結果では、調布市における幼稚園のニーズは現状維持で推移すると算出されています。確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について協議を進めます。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

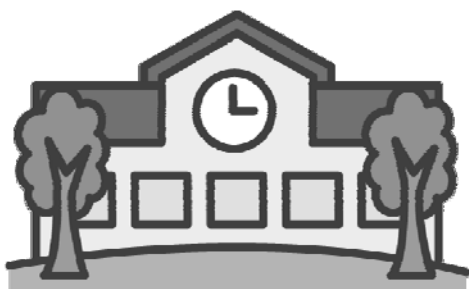
<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園預かり保育利用者数(人日)	51,237	51,237	51,237	51,237	51,237

※ニーズ調査によらずに推計(過去3年間の平均値を採用)

<確保方策>

幼稚園のニーズは現状維持で推移することが推察されるため、確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について現状の取り組みを維持できるよう、協議を進めます。



(10)病児保育事業(病児・病後児保育)

①事業概要

病気の急性期または回復期にあつて集団保育を受けることが困難な期間にある児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。保育所等に通園中の満1歳から小学校3年生までの児童を市内2箇所保育します。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

実績では稼働率が低いものの、現在の施設の数、場所では利用できないという実態について、施設整備、居宅訪問型保育の活用等、総合的に対策を検討します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間利用希望者数(人日)	956	956	956	956	956

※ニーズ調査によらずに推計(平成25年度実績値を採用)

<確保方策>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員数(人/日)	8	8	8	8	8
年間開所日数(日)	240	240	240	240	240
年間定員計(人日)	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920

上記に加え、施設数が少ないため利用できる地域に偏りがあるという状況を解消するため、地域型保育事業の居宅訪問型保育の活用を検討します。

(11)妊娠に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

①事業概要

母子保健法第13条で、市町村が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

全ての妊産婦に対して実施します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

<量の見込み>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受診件数(件)	1,967	1,942	1,919	1,899	1,884

※ニーズ調査によらずに推計(将来人口推計の0歳児人口を採用)

<確保方策>

現在の実施体制で全妊産婦を対象と想定しているため、今後も継続して実施します。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

事業の導入については、国や都の動向を踏まえるとともに、市民ニーズ等を把握して、今後の事業実施について検討します。

③事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

②確保方策の考え方(事業推進の考え方)

事業の導入については，国や都の動向を踏まえるとともに，市民ニーズ等を把握して，今後の事業実施について検討します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき，量を見込むものではありませんので，国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。

参 考 ～多様な主体の参入促進の検討にあたって～

■検討の趣旨

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や，新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で，民間事業者の参入促進，多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討する。

■検討の視点

- ・ 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには，多様な事業者の能力を活用しながら，保育園，小規模保育等の設置を促進していくことが必要。
- ・ 一方で，新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的な事業運営の軌道に乗り，保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには，一定の時間が必要。
- ・ 地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため，保育園，小規模保育等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう，各市町村としてどのような支援を行うことが考えられるか。

資料：平成 25 年 12 月 11 日内閣府子ども・子育て会議基準検討部会（第 9 回）

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

乳幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的提供に向けては、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園が重要な役割を持ちます。

調布市では増加する保育ニーズに対応するため、第4章の3「幼児期の学校教育・保育」における確保方策の方針に基づき、認可保育園を中心とした整備を進めていきますが、認定こども園の既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置についても、待機児童の状況や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進の検討を行います。

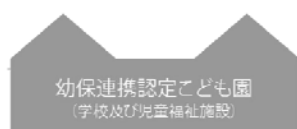


認定こども園とは？

保育所及び幼稚園等における就学前児童に対する保育及び教育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「子育て相談等の子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持ちます。都知事が条例に基づき認定する施設です。

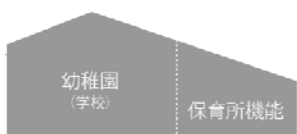
○認定こども園の種類

幼保連携型



認可幼稚園と認可保育園とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすもの。

幼稚園型



認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

保育所型



認可保育園が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる等、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすもの。

地方裁量型



幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすもの。

- ・子どもの心身の健康保持・増進を図るため、健康教育や健康診査の充実を図ります。
- ・子どもと家族の健康の保持・増進を目指し、関係機関と連携して、母子保健に関する総合的な施策を推進します。

＜調布市子ども条例第5条関連＞

調布市では、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」に包含されていた、「母子保健計画」を子ども・子育て支援事業計画へと包含し、引き続き施策の展開をします。なお、母子保健関連事業の評価は、健康づくり推進協議会にて実施します。

1 現状と課題

母子の健康管理と子どものすこやかな成長を促すためには、妊娠期からの子育てに関する不安の解消に向けた支援が重要です。母子健康手帳の交付時に適切な情報提供を行うとともに、新生児訪問（赤ちゃん訪問事業）、各種健診や教室、予防接種等をとおして、出産前後の家庭の育児支援をすることにより、出産や育児に係る保護者の負担感の軽減を図っています。

近年、核家族化により、小さい子どもに接した経験のないまま妊娠出産を迎える保護者への丁寧な育児スキルの指導の必要性が高まっています。また児童虐待防止の観点からも望まない妊娠に対応できる相談体制を整備し、妊娠期から支援を要する妊婦（特定妊婦）を早期に把握して継続的な支援につなげることも重要です。

支援にあたっては、庁内外の関係機関で必要な情報を共有して対応するほか、医療、福祉、保育をはじめとする関係機関と連携しながら、迅速に対応することが求められています。

2 施策の展開

子どもの健やかな心身の成長に大きく影響を与える母親への健康支援や、すべての子どもに対する発達段階に応じた各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関との連携を強化した体制整備に努めます。更に、妊娠期からの早期支援をより確実に実施するために、妊婦の健康管理を担う医療機関と円滑に連携できる体制を整えます。

また、今後も引き続き出産前後の家庭への訪問、相談等のきめこまやかな支援を実施することで、保護者の育児負担の軽減と早期対応に努めます。

- 妊娠届出時の相談の充実（妊婦に対する栄養指導、体調管理、禁煙支援等）
- 特定妊婦の把握と支援
- 妊婦健康診査の公費負担による、妊娠期の健康管理の充実
- こんにちは赤ちゃん訪問事業の継続

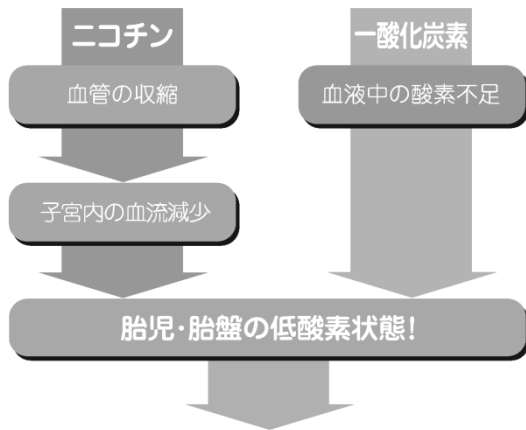
- 乳幼児健診による子どもの発育・発達状況の把握や疾病の早期発見と早期治療
- 健診未受診者の把握
- 子どもや家庭の状況に応じた健康相談，訪問指導の実施
- 母親学級・育児教室の充実
- 定期予防接種の実施



妊婦がたばこを吸うことによる，おなかの赤ちゃんに及ぼす影響

妊婦がたばこを吸うと，おなかの赤ちゃんにこんな影響があります

ニコチンは胎盤への血流量を減らし、また、一酸化炭素は酸素をおしよけて血液中の酸素を運ぶ役割のヘモグロビンと結合するため、胎児・胎盤の成長・発達に必要な酸素が不足します。



妊娠中に喫煙することで増える胎児の発育障害・胎盤トラブル

流産・早産

低出生体重児

新生児死亡

胎児死亡



母乳への影響 出産後の喫煙もこんな影響があります

授乳中のお母さんがたばこを吸う

ニコチンが母乳に入る

母乳分泌の低下

赤ちゃんにニコチンによる症状が出現
(不眠、おう吐・下痢、頻脈など)

赤ちゃんの受動喫煙も危険です (たばこの煙を吸われること)

部屋の中のたばこの煙^{*}を赤ちゃんが吸う

ぜんそく、気管支炎、中耳炎などにかかる確率が高くなります。また、ぜんそくの発作を誘発させます。

風邪をひきやすく、治りにくくなります。

SIDS(乳幼児突然死症候群)の要因の一つともいわれています。

*部屋の中のたばこの煙：喫煙者の吐き出す煙(呼出煙)とたばこの点火部から立ち昇る煙(副流煙)が混じり合ったもの。とくに副流煙は、多くの有毒物質を含む。

たばこで起きます。こんな事故

- 誤飲** たばこは赤ちゃんの誤飲の第1位で、1本でも命の危険があります。吸い殻入れの水も危険です。
- やけど** 歩きたばこや育児中のくわえたばこは、赤ちゃんをやけどの危険にさらします。

赤ちゃんをたばこから守る三原則

- 1 お母さん・家族が禁煙を目指す
- 2 少なくとも赤ちゃんのいる部屋では吸わない
- 3 たばこ、吸い殻を赤ちゃんの手の届くところに置かない



引用：東京都福祉保健局保健政策部健康推進課リーフレット「大切な新しい家族のために みんなで始める禁煙講座」

～ 調布市では、たばこの煙から子どもを守るため

子ども関連施設に対する敷地内禁煙の徹底を図っています ～

「被虐待児」「ひとり親家庭」「障害児」等への支援において、専門的対応ができる支援体制を整備するとともに、市民が、ある時には積極的に、ある時にはあたたかく見守ることによって、社会全体で支援することを目指します。

＜調布市子ども条例第6条・15条関連＞

調布市では、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」に基づき、虐待や障害、ひとり親家庭等、特別な配慮が必要な子どもと、その保護者等に対する支援を行ってきました。次世代育成支援行動計画の計画期間終了（平成26年度末）後、これらの支援について、子ども・子育て支援事業計画へと継承し、引き続き実施します。

1 要保護児童に関する支援

(1) 要保護児童²⁵(児童虐待防止)対策の充実

児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き、児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン）・来所・訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では、関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう、関係機関の連携を強化します。健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では保育付で母親だけでグループワークを開催し、子育ての大変さに寄り添う支援を行うことで児童虐待防止を図っています。DV（配偶者暴力）に関する相談は、調布市民プラザあくろす男女共同参画推進センターでも受け付けています。また、「調布市児童虐待防止マニュアル²⁶」を策定し、保育園、幼稚園等の関係機関へと配布しています。

²⁵要保護児童：要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童，児童福祉法第6条の3）であり，虐待を受けた子どもに限られず，非行児童等も含まれる。

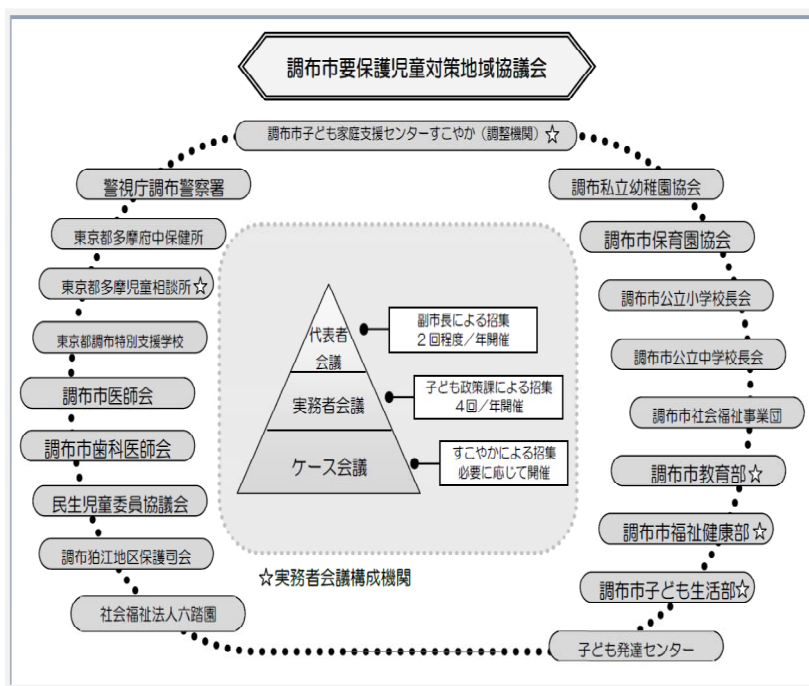
²⁶調布市児童虐待防止マニュアル：平成17年度策定。内容詳細については資料編21ページ参照。

(2) 調布市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている要保護児童の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行う児童福祉法に規定されている協議会。(平成19年2月9日に設置)

<主な業務>

代表者会議	地域協議会の構成員の代表者による会議(年1~2回開催)
実務者会議	実際に活動する実務者から構成される会議(年4回開催)
ケース会議	要保護児童等に関わりを持っている担当者や、今後関わりを有する可能性のある関係者等の担当者による会議(随時開催)



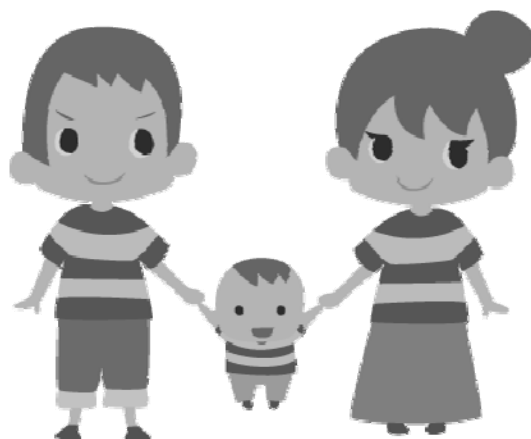
地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点があります。

① 要保護児童等を早期に発見することができる。
② 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
⑦ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」厚生労働省

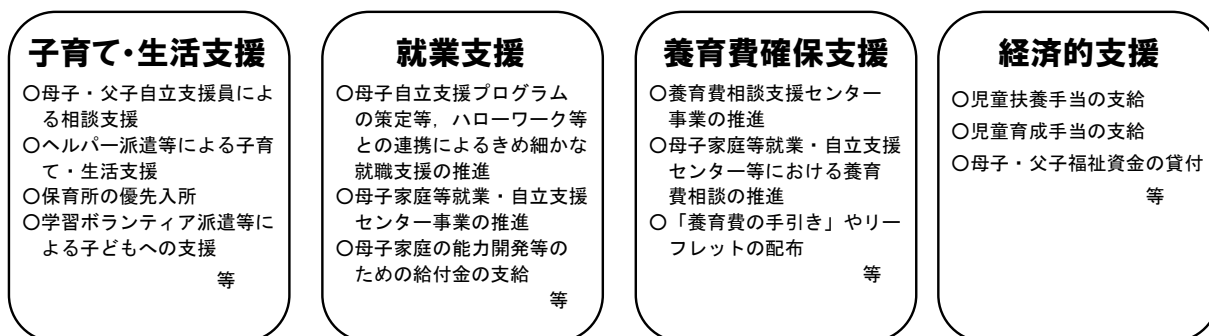
【関連事業一覧】

事業名	事業内容	所管
児童虐待防止センター	子ども自身や保護者、地域の方からの情報提供を受け付ける窓口です。児童虐待の問題について、臨床心理士・精神保健福祉士を含めた専門スタッフが電話・来所等での相談を受け、他の専門機関との迅速かつ確かな連携を図り、支援します。	すこやか
調布市要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止に向け、関係者が一堂に会し情報交換を行うとともに、個々の事例について援助方針を検討し合う会を開催しています。また、要保護児童対策を推進するための啓発活動を行っています。	子ども政策課
ママのほんわかタイム(グループワーク)	保護者同士が育児の大変さを共有し合うことで、育児負担感が軽減できるグループワークです。虐待を未然に防ぐことを目的としています。 (1歳未満の乳幼児を持つ母を対象)	健康推進課
メッセージ(乳児健診時グループワーク)活動	ママのほんわかタイムのプレ体験ができるグループです。赤ちゃん体操や今後の育児について意見交換もしています。 (乳幼児健診来所者を対象)	健康推進課
親子のメンタルケア(たんぼぼグループ)相談	保護者同士が育児の大変さを共有し合うことで、育児負担感が軽減できるグループワークです。虐待を未然に防ぐことを目的としています。 (育児困難感を抱える親を対象)	健康推進課
母子・女性緊急一時保護	緊急に保護を要する母子または女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。	子ども家庭課
女性の生きかた相談	DV等女性が抱えるさまざまな悩みについて、相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう、面接による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等、関係機関と連携を図りながら支援します。	男女共同参画推進課
人権について考える講演会・講座	11月25日「女性に対する暴力撤廃日」(国連)、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」実施(内閣府男女共同参画推進本部)に合わせて、人権について考えるきっかけとなるよう講演会・講座を開催します。	男女共同参画推進課



2 ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等の支援について、平成26年に母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化されています。国においては「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」の4本柱により施策が推進されており、調布市においても、ひとり親家庭等の相談支援事業の充実を図るとともに、各種手当等の経済的な支援を引き続き実施します。



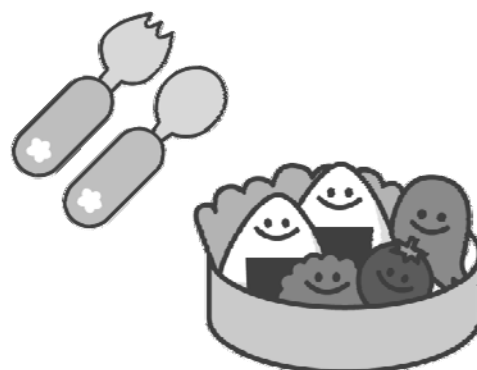
出典 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」

【関連事業一覧】

事業名	事業内容	所管
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	就業を目的として、教育訓練講座を受講し、修了した方に給付金を支給します。※必ず事前に就労支援専門員への相談が必要です。	子ども家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	就業を目的として、国家資格習得を目指している方に給付金等を支給します。※必ず事前に就労支援専門員への相談が必要です。	子ども家庭課
児童扶養手当	母子・父子家庭等の状態にあつて、18歳に達した年度の3月末日まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当(育成手当)	母子・父子家庭等の状態にあつて、18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子・父子自立支援員の配置(相談)	母子・父子家庭の皆さんが抱えている生活上の問題等の相談に、専門の相談員が対応します。	子ども家庭課
母子就労支援専門員の配置(相談)	母子・父子家庭の自立促進のため、相談を行い、就業に向けてきめ細かく支援します。	子ども家庭課

【関連事業一覧;前ページの続き】

事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の要件に該当する母、父または養育者及び18歳に達する日以降最初の3月31日まで(中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで)の児童に、医療費の自己負担分(課税世帯は、自己負担分の一部)を助成します。(生活保護受給者、健康保険未加入者は、対象外)所得制限があります。	子ども家庭課
JR 通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯の方に「JR 定期乗車券購入証明書」を交付します。この証明書をJRの窓口を持参すると、通勤定期券を3割引で購入できます。	子ども家庭課
都営交通機関の無料バスの交付	児童扶養手当受給世帯の方お一人に、都営交通の無料乗車券を交付します。	子ども家庭課
上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免	児童扶養手当受給世帯を対象に、上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料(家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く)を減免します。	子ども家庭課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	中学生以下の児童がいる母子・父子家庭等で、日常生活に著しく支障がある場合に、一定の期間ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭課
単親家庭居室資金貸付	単親家庭の居宅を確保するため、賃借または建築に必要な資金の貸付を行います。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金貸付	母子・父子家庭の生活設計の一助として、その経済的自立を助成し、併せてお子さんの福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	子ども家庭課



3 発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援

発達に遅れやかたよりのある子ども、障害のある子ども、すべての子どもたち一人ひとりが、等しく家庭や地域で成長できるような取組みを実施し、子どもと、子どもの発達に心配のある保護者等の支援を行います。

また、調布市障害者総合計画に位置づけてある障害児支援と連携を図っていきます。

【関連事業一覧】（☆：身体障害者手帳、愛の手帳等の交付を受けていない子ども、障害等の診断がされていない子どもでも、状況に応じて利用可能な事業及び関連事業）

【関連事業一覧：通園・通所支援事業等】

事業名	事業内容	所管
☆ 発達支援事業	発達に遅れやかたよりのある子どもとその家族に対して、年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより、子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援します。グループ指導・個別指導のほか、保護者に対し勉強会、面談等を実施するとともに、子どもの通う幼稚園・保育園に対し、相談・助言を行い、連携を図ります。	子ども 発達センター
☆ 緊急一時養護事業	子ども発達センターにて、発達に遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもを対象として、緊急一時養護事業(日中預かり)を実施しています。	子ども 発達センター
☆ 在宅障害者(児)委託型 緊急一時保護事業	障害者(児)の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者(児)本人をお預かりします。 1 宿泊保護 3箇所(重症心身障害者、身体障害者、障害児) 2 日帰り保護 1箇所	障害福祉課
☆ 障害児通園事業 (児童発達支援事業)	専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に、児童発達支援事業を実施し、子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。 ・定員：1日40人 ・実施時間：午前9時30分から午後2時30分 ・日数：週5日(月～金曜日)	子ども 発達センター
☆ 交流保育	通園事業利用児童が、居住区の保育園で過ごし、地域の園児とふれあう事業を実施しています。	子ども 発達センター
☆ 利用者送迎事業	調布市子ども発達センターを利用する子どもや保護者の方々の送迎を行います。	子ども 発達センター
☆ 子ども施設支援事業	子ども施設等で、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。その他、子ども施設の職員向けの講習会等を開催します。	子ども 発達センター
☆ 巡回相談	学童クラブで、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。	児童青少年課

【前ページからの続き】

事業名		事業内容	所管
	障害児保育	集団保育が可能な障害児を保育園でお預かりします。(園ごとに受入児童数が異なります)	子ども政策課
☆	学童クラブ障害児等送迎事業	全学童クラブ施設において、学童クラブ入会にあたり、送迎を要件とする障害児及び配慮を要する児童のうち送迎を希望する児童の学校から学童クラブへの送迎を行います。	児童青少年課
	総合福祉センター放課後等デイサービス事業	障害のある児童に日中活動の場所を提供し、音楽療法を中心に専門的な療育を行います。	障害福祉課
	在宅障害者ショートステイ事業	中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用、その他休養が必要となった場合等、一時的に介護が困難になった場合に、障害児本人をお預かりします。	障害福祉課
	障害福祉サービス費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所)及び計画相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課
☆	障害児通所支援費の支給	児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)及び障害児相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課

【関連事業一覧:手帳・手当等】

事業名		事業内容	所管
	心身障害児教育事業費補助金	障害児の就園及び障害児教育の充実を図るため、障害のある児童が通園している幼稚園に対し助成します。	子ども政策課
	児童育成手当 (障害手当)	身体障害者手帳1級・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
	特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度若しくは同程度の疾病、身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
	障害児福祉手当	身体障害者手帳1～2級程度の方、愛の手帳1～2度程度の方、または上記と同等の疾病・障害のある方で、一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
	重度心身障害者手当	重度の知的障害と著しい精神障害を有する方、重度の知的障害と重度の身体障害を有する方、重度の肢体不自由で四肢機能障害を有し、一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
	心身障害者福祉手当	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方で、一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課

【前ページからの続き】

事業名		事業内容	所管
	心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する保護者が一定の掛金を納付することにより、その保護者に万一のことがあった場合、障害者に終身一定額の年金を支給します。	障害福祉課
	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害、知的障害、精神障害のある方に障害者手帳を交付します。身分証明になるとともに、各種福祉サービスを受ける際に必要です。	障害福祉課
☆	身体障害者手帳・診断書作成料の助成	身体障害者手帳の交付(再交付)申請時に必要な診断書料金を助成します。(上限 5,000 円)	障害福祉課

【関連事業一覧:会議・計画】

事業名		事業内容	所管
☆	子ども発達センター運営会議	有識者・NPO法人親の会・通園事業父母会・子ども発達センター利用者友の会・関係課等で構成する「子ども発達センター運営会議」において、発達に遅れやかたよりのある児童または保護者等のニーズに応じることができるよう、保護者や関係機関等の意見を事業に反映させるとともに、必要な協力体制等を検討していきます。	子ども発達センター
☆	障害児福祉教育連携会議	個別記録票i-ファイルの書式見直しや、発達に遅れやかたよりのある子どもたちへの一貫した支援について、関係機関での情報交換と共通認識・必要な協力体制の構築等を図るため連携会議を開催していきます。	子ども発達センター
☆	地域福祉計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉推進会議等を通じて検討・協議を行い、計画を策定します。	福祉総務課
☆	障害者総合計画の策定	障害者福祉を総合的に推進するため、計画策定委員会等を通じて検討・協議を行い、障害者計画(障害者基本法)及び障害福祉計画(障害者総合支援法)を策定します。	障害福祉課

【関連事業一覧:その他、調布市のサービス】

事業名		事業内容	所管
☆	小島町歯科診療所	障害のある方で地域開業医では困難な歯科治療を行っています。	健康推進課
	ヘルプカードの配付	障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けを受けやすくするためのヘルプカードを配布します。	障害福祉課
☆	i-ファイルの活用促進	医療機関、保育園、幼稚園、学校等で、児童が一貫した継続的な支援が受けられるように、今まで受けてきた支援内容をまとめて保管できるファイルです。この「i-ファイル」を保護者に配布したり関係機関に周知しています。	子ども発達センター

【前ページからの続き】

事業名		事業内容	所管
	日常生活用具・設備改善費の給付	在宅の障害者に対して日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部または一部を支給することによりその経済的負担を軽減します。	障害福祉課
	補装具費の支給	補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。	障害福祉課
☆	中等度難聴児補聴器購入費助成金	中等度難聴児に対し、対象補聴器の購入費用を一部助成します。	障害福祉課
	訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを行います。	障害福祉課
☆	スクールサポーターの配置	通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒への対応として、小・中学校全校にスクールサポーターを1人配置し対応しています。また、支援の必要な児童・生徒が増加しているため、派遣型スクールサポーターを5人配置しています。	指導室

第7章

子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性

子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進める。

＜調布市子ども条例前文より抜粋＞

第1章の1「計画策定の背景や趣旨」にもあるとおり、子どもや子育てをする保護者を取り巻く環境は、少子化や核家族化等により大きく変化しており、それによりさまざまな問題が顕在化しています。

調布市では、妊娠期からの社会全体での切れ目ない支援や、子どもの貧困への対策、若年無業者等の困難を抱える若者の支援等、子どもたちが幸福に暮らし、自立した大人に成長できるまちづくりを進めます。

1 妊娠・出産期からの安定的な支援

(1)現状と課題

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。妊娠・出産時は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、また、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

調布市では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査等の健康支援により妊娠・出産期から子育てについての不安解消を図っています。妊娠届出時の相談体制の整備を行い、必要な妊婦には家庭訪問を実施しています。さらに「もうすぐママ・パパ教室」を実施し、妊娠中の生活や出産等の子育ての正しい知識や出産・子育てに向けた仲間づくり等子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでおり、主に妊娠期、出産期におけるサポートを行っています。

妊娠・出産期から子育て期までの切れ目ない支援のためには、これまでの取り組みに加え、産後における健康面や心身のケアについて、より充実したサポート体制の構築をしていきます。

(2) 施策の展開

妊産婦の心身両面の健康管理の支援を充実します。

- ・特に、妊娠や出産に伴う不安を軽減し、正しい知識をもって安心して出産・子育てにつながるように、保健師や助産師による「訪問・健康教育・相談・啓発」を行います。

健康診査や訪問事業を通じて、支援が必要な子育て家庭の早期発見と他機関の連携による継続支援を行います。

- ・生後4か月目までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は訪問率100%を目指します。
- ・子育て家庭の健康増進のため、妊産婦及び乳幼児の健康診査事業を実施します。
- ・健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では引き続き、専門医・専門相談員による健康診査と個別相談を行います。

より身近な場で妊産婦等を支える切れ目のない事業の実施を検討します。

- ・調布市では、産前産後期の支援として、「各種健診」、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「ベビーすこやか（産前・産後支援ヘルパー事業）²⁷」等の事業を実施しています。子ども・子育て新制度では、地域子ども・子育て支援事業のひとつとして、利用者支援（母子保健型）が創設され、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施することが求められています。調布市においても、既存事業を引き続き実施するとともに、民間事業者と協力しながら、退院直後の母子が宿泊・日帰り等で利用できる施設の誘致を検討します。



²⁷ベビーすこやか(産前・産後支援ヘルパー事業):産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣して、子どものお世話や家事援助を行うサービス。

2 子どもの貧困対策の推進

(1)現状と課題

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されており、子どもの貧困は、国を挙げて取り組む課題となっています。

我が国の子どもの貧困率²⁸は16.3%（平成25年 国民生活基礎調査）と先進国のなかでも割合が高く、18歳未満の子どもの約6分の1が経済的に困窮しているといわれています。なかでもひとり親世帯の貧困率は54.6%（平成25年 国民生活基礎調査）と高くなっています。

また、全国の高等学校進学率が98.6%であるのと比較して、生活保護世帯の子どもが90.8%（平成25年厚生労働省社会・援護局保護課調べ）と低い水準にあります。

調布市では、生活保護受給者数が2,899人で、そのうち18歳未満の受給者は198人（平成26年4月）です。経済的理由により児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助費は、生活保護要保護世帯で66人、これに準ずる程度に困窮している1,563人（平成26年4月・5月当初認定者数）に支給されています。また、ひとり親家庭等に支給される（所得制限あり）児童扶養手当の受給者は1,658人（平成26年4月）です。

調布市においても生活保護世帯やひとり親世帯の増加等、経済的困窮状態にある世帯は増加傾向にあり、子どもの貧困への対策は、喫緊の課題です。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、学校や地域、行政と関係機関が連携し総合的に支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指せるよう取り組みます。

(2)施策の展開

①学校教育における支援

「学び」に困難を抱える子どもたちへの取組

- ・ 様々な要因から「学び」に困難を抱える児童・生徒に対して、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーにより個々に応じた支援を行います。

28子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得^{*}が貧困線^{*}に満たない子どもの割合。

※等価可処分所得・・・世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)

※貧困線・・・等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額

幼児教育への経済的支援

- ・特定教育・保育の利用者負担額については、世帯の所得を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。また、幼稚園に通園する子どもの保護者を対象に、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金や就園奨励費補助金による負担軽減を、引き続き実施します。

就学支援の充実

- ・全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や、生活保護世帯や非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度を引き続き実施します。

大学等進学に対する教育支援

- ・生活困窮世帯の高校や大学への進学を希望する中・高校生に対して、受験に向けた教育支援として、学習塾等の受講費用や受験料の貸し付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を実施します。

②学習の支援

ひとり親世帯等への学習支援

- ・対象者である児童扶養手当受給者世帯等の子どもに、学習支援と居場所の提供をします。学習支援ボランティアにより学びをサポートすることで、対象者の学力向上を図り、進学・就職することを支援し、将来の貧困の連鎖を断ち切ります。さらに、生活支援や必要に応じて臨床心理士によるサポート、学校、民生委員・児童委員、福祉・保健機関、医療機関と連携を図り、地域全体で支えます。

③生活の支援

保護者の生活支援

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。
- ・児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対して、調布市では母子就労支援員が就労相談等を通して、生活の安定を図るための支援を行っています。さらに、平成26年8月にハローワーク府中と共同で調布市役所内に開設した「ちょうふ就職サポート」等と連携を図りながら支援を強化していきます。
- ・子育てと就業の両立等、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います（ひとり親家庭等の支援については46～47ページ参照）。

子どもの生活支援

- ・生活困窮世帯に対して、保育園や学童クラブ等の利用者負担の減免や減額を行います。
- ・乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期です。食育推進基本計画の内容を踏まえつつ、乳幼児健診等における栄養指導の機会等を活用し、食育の推進を図ります。

関係機関の連携による包括的な支援

- ・ネグレクト等の虐待の背景には複合的な要因が絡んでいる場合が多く、課題のある子どもへの対策を主眼に、調布市要保護児童対策地域協議会の運営等を通じて、密に関係機関と連携し、個々のケースに応じたきめ細かい支援を行っていきます。



3 困難を有する若者への支援(調布市子ども・若者計画)

(1)現状と課題

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、長期にわたる景気低迷や情報化等による急激な社会環境の変化により子ども・若者に関する新たな問題が発生するとともに、その内容も複雑化しています。

全国で、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない若年無業者（いわゆる「ニート」）は60万人（平成25年）、長期間にわたり自宅にひきこもって社会参加しない状態が続いている15～39歳の「ひきこもり」は約70万人（平成22年）とされています。また、これらニートやひきこもりに繋がる可能性が高いと言われる不登校の小中学校児童生徒数は約11万2千人（平成24年）、高校中退者は約5万1千人（平成24年）という状況です。

調布市における対象人口や進学者数(平成25年)に全国の比率(ニート15～34歳:2.2%, ひきこもり15～39歳:1.79%, 高校中退者:1.5%)を乗じて算出した場合、若年無業者が595人、ひきこもりが636人、高校中退者が85人と推計されます。なお、不登校の小中学校児童生徒数については、文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査」による実績値があり、調布市においては小学校0.57%, 中学校2.65%, 不登校の児童生徒数は156人となっております。

こうした困難を抱える子ども・若者が増加している中、子ども・若者を孤立させず社会との接点を維持させることができる居場所の確保が課題です。

このような状況を背景に、平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進と若年無業者等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うためのネットワークづくりの推進を柱としています。

市では、このネットワークづくりとして、現在、NPO法人等が運営する自立に向けた相談・支援場所がありますが、さらに若者の自立を支援していくため、これらの地域資源と連携を図るとともに、訪問支援や社会参加活動の支援等、社会全体で子ども・若者を支えていく仕組みづくりが重要であると考えます。加えて、福祉・保健機関や医療機関とも連携を図り、健康面も含めた生活全般を支えていく必要もあると考えます。

(2)施策の展開

①すべての子ども・若者の健やかな成長への支援

自己形成, 社会参加支援

- ・近年、子ども・若者が様々な社会活動を経験することが少なくなっており、他者との関係を築くことができない、規範意識や目的意識が低い子どもや若者がみられます。そこで、幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図るため、成長段階に応じたスポーツ、ボランティア体験や道徳教育、自然・文化・歴史に触れる体験等、様々な体験や学習機会の提供を図ります。

健康と安心の確保

- ・ 子ども・若者が生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身に付けるため、学校等における健康教育を推進します。

若者の職業的自立，就労等支援

- ・ 勤労観や職業観を養うための第一歩として中学生を対象に職場体験活動を実施します。
- ・ 高校生や大学生等の主体的な職業選択や高い職業意識の育成を目的として、市役所におけるインターンシップの受入を実施します。
- ・ 生活困窮家庭等を中心に、一人ひとりの課題に応じた相談を実施します。
- ・ 様々な悩みを抱える若者が就労に向かえるよう、パソコン講習や面接対策等の多様な支援サービスでサポートを行う「ちょうふ若者サポートステーション²⁹」と連携を図ります。また、働くことに不安を抱える子どもを持つ保護者への相談支援を行っていきます。

②困難を有する子ども・若者やその家族への支援

不登校，若年無業者等の子ども・若者への支援

- ・ 不登校，障害，若年無業者等，虐待を始めとする犯罪被害，定住外国人の言語の壁等，社会生活を円滑に営む上での困難な要因が多岐にわたっていることから，それぞれの状況に応じた支援が必要です。非行や犯罪に陥った子ども・若者については，その抱える困難に配慮し，社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく，家族に対する支援も行います。

発達の遅れ又はかたよりのある子ども及びそのおそれのある子どもへの支援

- ・ 医療，保健，福祉，教育関係機関等の連携が重要であることから，「子ども発達センター」を核とした地域支援体制の強化を推進します。健康診査等を通じた早期発見に努めるほか，発達が気になる段階からの支援や就学にむけての相談を行います。

²⁹ちょうふ若者サポートステーション：若年無業者（ニート）等，様々な悩みを抱える15歳～39歳までの若者の職業的自立支援を実施する「地域若者サポートステーション」（厚生労働省委託事業）を平成25年7月に誘致し，国領駅前の調布市市民プラザあくろす内に開設。

非行防止と薬物乱用防止

- ・ 非行の防止や犯罪、薬物乱用から子ども・若者を守るため、学校等における薬物乱用防止教室等の子ども・若者に対する啓発とともに、非行防止街頭パトロール等の地域が一体となった活動を推進します。

困難を有する子ども・若者の居場所づくり

- ・ 障害がある特別支援学校等の児童生徒に対し、放課後の活動を支援する居場所として、児童デイサービスを実施します。
- ・ 15歳以上の不登校、フリーター、若年無業者等の子ども・若者を対象に自立を目指すことを目的として相談体制を確立するとともに、子ども・若者の居場所を確保しつつ、個々の状況に応じた生活支援を行います。

特に配慮が必要な子ども・若者の支援

- ・ 定住外国人の子どもに対して、公立学校における日本語指導教室を実施します。
- ・ 十代で親になる若者に対し、妊娠・出産に伴う健康管理や子育ての知識や経験の不足に対する個別相談や支援を実施します。

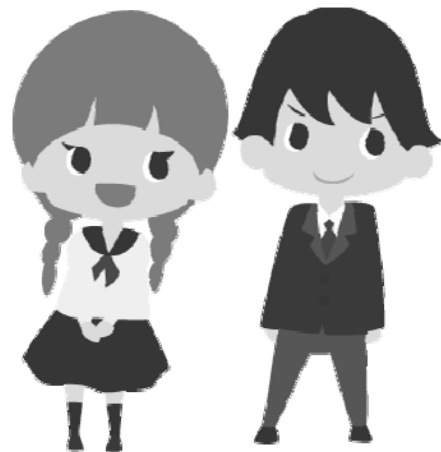
子ども・若者の被害防止・保護

- ・ 児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き、児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン）、来所及び訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では、関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう、関係機関の連携を強化します。（要保護児童に関する支援については、43～45ページ参照）
- ・ いじめ等被害を防止するため、学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みを関係機関等と連携して促進するとともに、いじめ等に関する相談体制の充実を図ります。

③社会全体で支えるための環境整備

関係各課の庁内連携，地域資源を活用したネットワーク化の推進

- ・子ども・若者支援に関する課題を共有し，庁内連携を図るため，これまで庁内関係各課による連絡会を開催していますが，これに加え，平成26年度には青少年ステーション（CAPS）やこころの健康支援センター等，市の関係施設による連絡会を開催をしました。今後とも，これらの会議等を通じて，各部門との情報共有と地域資源のネットワーク化をより一層図っていきます。
- ・子ども・若者の居場所の機能強化を図るため，生活困窮者自立支援法等に基づく学習支援の拠点と一体的な運用も課題です。その点を踏まえ，拠点整備も視野に入れた検討を進めていきます。さらに，子ども・若者施策を推進するため，子ども・若者支援地域協議会の設置について検討していきます。



1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子育て家庭、事業者等、子育て当事者の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また、庁内関係各課や、その他の機関、国、都、近隣市と連携しながら、計画を推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 目標値と評価指標

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要であり、このような取り組みを評価するため、調布市子ども・子育て会議において、進捗状況を継続的に点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

(2) 進捗状況の管理(達成状況の点検・評価・計画の見直し)

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため、調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用希望者数が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要です。利用希望者数の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。